港　区

財政運営方針

（平成 24 年度～平成 29 年度）

―あらゆる世代が将来にわたって安心できる財政運営をめざして―

平成２４年（２０１２年）１月

港　区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　　区

はじめに

区は、これまで平成８年１月に港区版行政改革大綱「みんなといきいき区政推進計画」、平成９年１月に「財政構造改革指針」、平成 11 年 12 月に「財政運営方針 － ゆるぎない区財政の構築をめざして － 」、平成 19 年３月に「財政運営方針 － より区民に身近な区財政の構築をめざして － 」を策定し、これらの計画等で示した考え方を区の行財政運営の基本に据え、行財政改革や財政健全化に向けた不断の取組を進めてきました。その結果、財政の弾力性を示す区の経常収支比率は、バブル経済崩壊後、未曾有の財政危機に直面していた平成８年度決算において 96.6％であったものが、人口増加等に伴う特別区民税収入の増加もあいまって、平成 12 年度以降、70％台以下で推移し良好な状況を維持しています。

しかし、平成 20 年９月、米国の大手証券会社の経営破綻に端を発した世界的な金融危機による景気低迷などの影響で、特別区民税収入は、平成 21 年度以降、人口が増加しているにもかかわらず減収となりました。特に、平成 22 年度の特別区民税収入は、前年度と比較して 72 億円の減収となり、バブル経済崩壊以来の大変厳しい状況に直面しています。

さらに、平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災は、多くのかけがえのない尊い生命や貴重な財産が失われるという、甚大な被害をもたらしました。同時に、福島第一原子力発電所事故による放射能流出に関する深刻な事態は、日本だけでなく世界にも影響を及ぼしています。このような中、被災者や被災地の住民のみならず、国を挙げて、東日本大震災からの復旧と将来を見据えた復興への取組が進められています。

区は、未曾有の災害に対する区民の不安を解消し、信頼に応えるため、区民の安全・安心の確保を最優先とする観点から様々な施策に取り組んでいます。

このように、区財政を取り巻く環境は、長引く景気の低迷に加え、東日本大震災という未曾有の自然災害の影響で、これまで経験したことのない深刻な事態に直面しており、今後の見通しについても、極めて不透明で予断を許さない状況にあります。区は、こうした先行き不透明な厳しい状況においても、区民の誰もが住み慣れた地域で将来にわたり健康で安心して過ごすことができるよう、東日本大震災を踏まえた災害対策の充実・強化をはじめ、これまで推進してきた多くの課題に対し、全職員が緊迫感を持って、時機を逃さず積極、果敢に取り組んでいかなくてはなりません。

このようなことから、区は、

①　磐石な財政基盤の確立
②　重点施策への集中的な財源配分
③　中長期的な視点に立った財政運営

の３つの基本方針の下に

①　次世代に過度な負担を残さない取組
②　自主財源の積極的な確保
③　効率的・効果的な予算編成手法の確立
④　不断の内部努力の徹底
⑤　区財政に関する情報の提供と活用

の５つを具体的な取組として定めました。今後は、本方針を財政運営の基本として、区職員はもとより、区民、議会など全ての関係者の理解と協力を得ながら、中長期的な視点に立ち、限られた貴重な財源を最大限効果的に活用することで、あらゆる世代が将来にわたって安心できる財政運営を展開していきます。

目　次

Ⅰ　区財政の現状と課題 ･･････････････････････････････････････ 1

１　区財政の現状 ･･ 2
１　減収に転じた特別区民税収入 ･･････････････････････････････ 2
２　財政構造の変化 ･･ 3
２　区を取り巻く環境 ･･ 4
１　東日本大震災による社会経済情勢の変化 ･･････････････････････ 4
２　地域主権改革に向けた国の動向等 ･･････････････････････････ 5
３　特別区制度をめぐる課題 ･･････････････････････････････････ 6
３　増加が見込まれる主な財政需要 ･･････････････････････････････ 7
１　災害対策の充実・強化 ･･････････････････････････････････････ 7
２　地球温暖化対策の推進 ･･････････････････････････････････････ 8
３　待機児童対策の推進 ･･････････････････････････････････････ 9
４　高齢者人口の増加と高齢者福祉への取組 ･･････････････････････ 10
５　扶助費と生活保護の増加 ･･････････････････････････････････ 11

Ⅱ　これからの財政運営のあり方 ･･････････････････････････････ 13

１　あらゆる世代が将来にわたって安心できる財政運営をめざして ･･･ 14
１　３つの基本方針 ･･ 14
２　対象期間 ･･ 15
３　港区財政運営方針の体系図 ･･････････････････････････････････ 15

Ⅲ　実現に向けた取組 ･････････････････････････････････････ 17

１　次世代に過度な負担を残さない取組 ･････････････････････････ 18
　１　財政フレームの堅持 ･････････････････････････････････････ 18
　２　基金の有効活用 ･･･ 19
　３　区債の適切な活用 ･･･････････････････････････････････････ 20
２　自主財源の積極的な確保 ･･･････････････････････････････････ 21
　１　特別区民税・国民健康保険料等収納対策の更なる強化 ･････････ 21
　２　新たな収入確保策の検討 ･････････････････････････････････ 22
　３　受益者負担の検討 ･･･････････････････････････････････････ 22
３　効率的・効果的な予算編成手法の確立 ･･･････････････････････ 23
　１　事務事業評価を活用したマネジメントサイクルの徹底 ･････････ 23
　２　スクラップ・アンド・ビルドを原則とした予算編成 ･･････････ 24
　３　総合支所の予算編成手法の見直し ･････････････････････････ 25
　４　経費区分の明確化 ･･･････････････････････････････････････ 26
４　不断の内部努力の徹底 ･･････････････････････････････････････ 27
　１　経常的経費の更なる節減 ･････････････････････････････････ 27
　２　ライフサイクルコストを踏まえた施設整備 ･･･････････････････ 28
　３　情報システムにおける経費抑制と行政サービスの充実 ･････････ 29
　４　人件費の圧縮 ･･･ 30
５　区財政に関する情報の提供と活用 ･･･････････････････････････ 31
　１　区財政に関する情報の充実と活用 ･････････････････････････ 31
　２　区民へのわかりやすい区財政に関する情報の提供 ･･･････････ 32
参考資料 ･･･ 33

計数については、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合があります。

Ⅰ

区財政の
現状と課題

1 区財政の現状

1 減収に転じた特別区民税収入

特別区民税収入は、平成 19 年度においては国の税制改正（個人住民税所得割税率フラット化）の影響により、また、21 年度以降は世界的な金融危機に端を発した景気低迷の影響により、人口の増加等にもかかわらず減収となっています。特に 22 年度においては、72 億円の減収となるなど、バブル経済崩壊後、最大の減額幅となった６年度の減額幅を超える厳しい状況になりました。特別区民税収入は、景気や税制改正の動向に左右されやすい特徴があり、東日本大震災などの影響により、依然として先行き不透明な社会経済情勢を踏まえると、当面減収傾向が続く厳しい状況になることが予想されます。

○ 人口と特別区民税収入

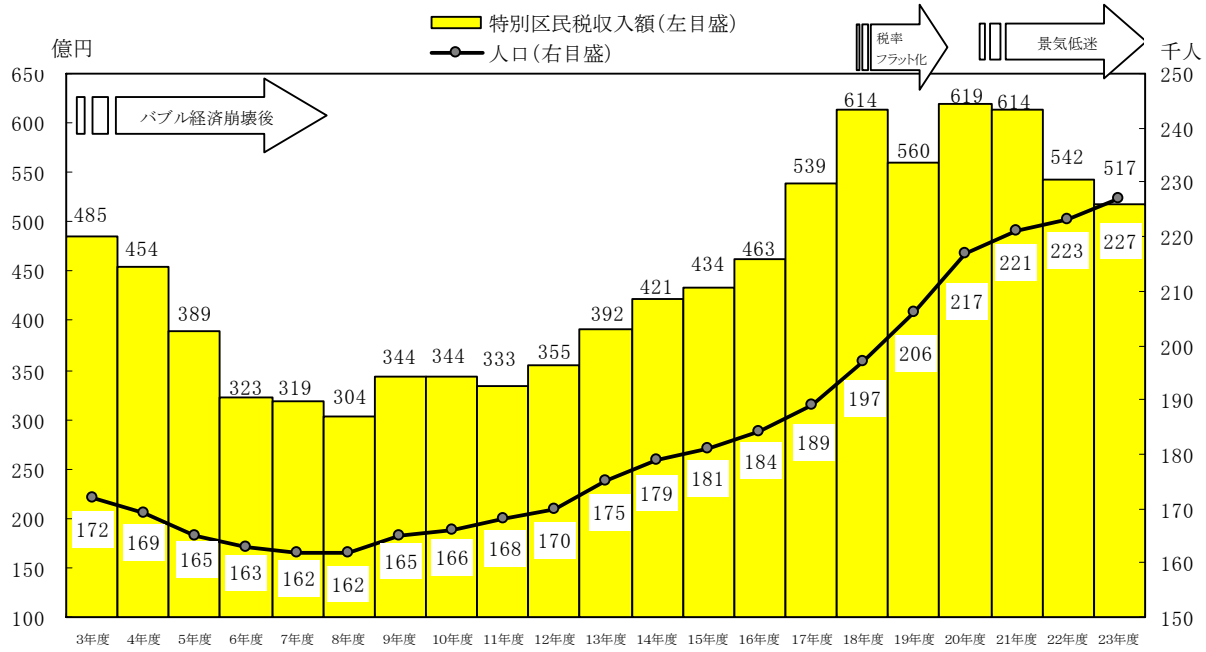

※特別区民税収入は、平成３～22 年度は決算額、23 年度は当初予算額です。
※特別区民税は、当該年度の初日が属する年の１月１日に港区に住所を有する区民が港区に納税することから、人口は各年１月１日現在数で外国人登録者を含んだ数を掲載しています。（例えば、23 年度は 23 年１月１日現在数）

○ 区の特別区民税の特徴

所得割額、納税義務者数及び構成比（各年度当初課税）

課税標準額	23年度					18年度					所得割額増減（億円）	納税義務者数増減（人）
	税率	所得割額（億円）	構成比（%）	納税義務者数（人）	構成比（%）	税率	所得割額（億円）	構成比（%）	納税義務者数（人）	構成比（%）		
200万円以下	6%	30	6.0	46,636	39.3	3%	20	3.3	41,176	40.5	11	5,460
200万円超 700万円以下		109	21.6	47,293	39.8	8%	84	14.2	40,086	39.4	25	7,207
700万円超		365	72.4	24,867	20.9	10%	487	82.5	20,415	20.1	△ 122	4,452
合　計		504	100.0	118,796	100.0		591	100.0	101,677	100.0	△ 87	17,119

税制改正前の平成 18 年度では、全体の約 2 割を占める課税標準額 700 万円超の納税義務者の所得割額が全体の約８割を占めていたのに対し、23 年度では全体の約７割に低下するとともに、所得割額の減額幅が大きくなっています。

2 財政構造の変化

区は、バブル経済崩壊後、他の自治体に先駆けて継続的に取り組んできた行財政改革や財政健全化の取組、人口の増加等に伴う特別区民税収入の増加により、財政の弾力性を示す経常収支比率は徐々に改善し、平成 12 年度以降適正な水準を維持してきました。しかしながら、19 年度以降は増加傾向となっており、22 年度においては 73.2%、前年度比 8.8 ポイント悪化するなど、適正水準の範囲内ではありますが、財政構造が変化してきており、今後の財政運営については留意が必要です。

減収に転じ、先行き不透明な特別区民税収入の厳しい状況を踏まえ、更なる財政健全化の取組が必要です。

○ 経常収支比率の推移

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標で、一般的に 70%～80%が適正な水準といわれていますが、この数値が低いほど弾力性があり、新たな区民ニーズに対応するための財源を確保することができます。区の経常収支比率は、80%以下を維持していますが、平成 19 年度以降は増加傾向となっています。

○ 経常的経費（経常的な一般財源等で充当されるもの）の推移

特別区民税収入など特別区税収入が減収傾向となっている一方で、物件費、補助費等、扶助費などの経常的な経費（経常的な一般財源等で充当されるもの）も増加しているため、経常収支比率は増加しています。

平成 16 年度と比較して、22 年度は人件費が 22 億円減少しましたが、物件費は 87 億円増加し、約２倍となっています。今後、人件費や物件費等経常的経費の節減などの内部努力を徹底し、更なる財政健全化への取組が必要です。

$$\text{経常収支比率（\%）} = \frac{\text{継続的かつ恒常的に支出される経常的な経費で、経常的に収入される特別区税等一般財源等で充当されるもの（主なもの：人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費、繰出金）}}{\text{経常的に収入される一般財源等（主なもの：特別区税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金）}} \times 100$$

経常的経費（経常的な一般財源等で充当されるもの）と経常収支比率の推移（普通会計）

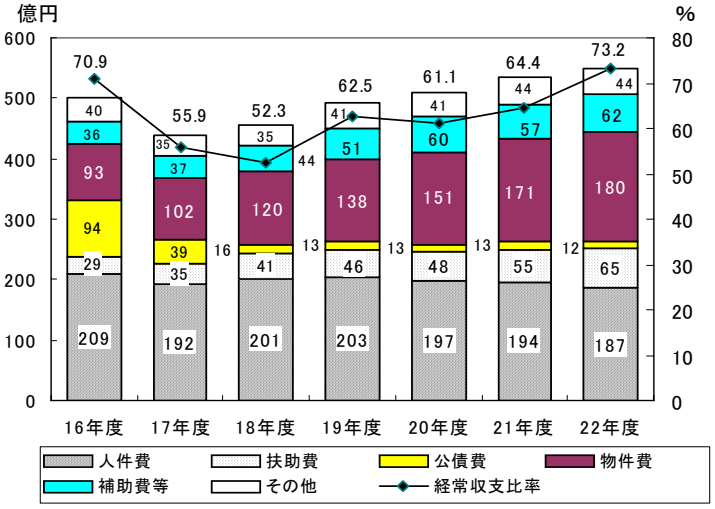

経常的な一般財源等の推移（普通会計）

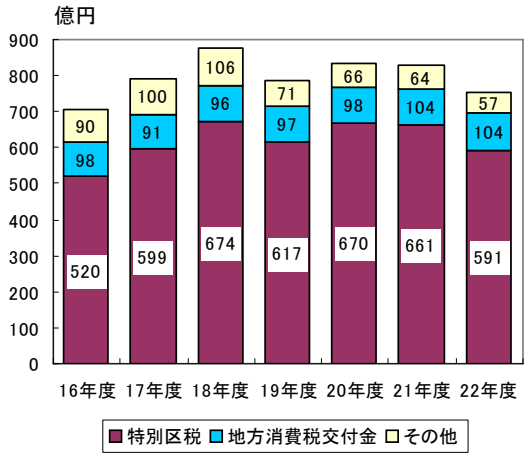

2 区を取り巻く環境

1 東日本大震災による社会経済情勢の変化

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、多くのかけがえのない尊い生命や貴重な財産が失われるという、甚大な被害をもたらしました。加えて、福島第一原子力発電所事故による放射能流出に関する深刻な事態は、日本だけでなく世界にも影響を及ぼしています。このような中、被災者や被災地の住民のみならず、国を挙げて、東日本大震災からの復旧と将来を見据えた復興の取組を進めています。

東日本大震災は、これまでの防災対策や安全安心に対する備えを抜本的に見直す契機となりました。

さらに、原子力発電所事故による電力供給の制約は経済活動に大きな影響を及ぼすとともに、国民一人ひとりの節電意識の高まりなどライフスタイルの転換、自然エネルギー促進など、大きな変革をもたらしています。

また、我が国の景気動向は、東日本大震災などの影響により、依然として厳しく先行きが不透明な状況にあり、今後の特別区民税収入は減収傾向が続く厳しい状況になることが予想されます。

○ 防災対策の抜本的な見直し

東日本大震災は、多くのかけがえのない尊い生命や貴重な財産が失われるという甚大な被害をもたらしました。また、津波や液状化、帰宅困難者に対する対応への課題も明らかになりました。区は、区民の安全・安心を守るため、この大震災で得た経験を踏まえ、区の防災対策を抜本的に見直していくことが喫緊の課題となっています。

○ 放射能汚染に対する対策

原子力発電所事故は、放射能流出により、大気や土壌の汚染を発生させ、飲料水や食品の安全性にも重大な影響を及ぼしています。区は、区民の不安を払拭し、区民の安心をより確かなものにするため、放射能汚染に対して取り組んでいく必要があります。

○ 節電対策や自然エネルギーへの転換

原子力発電所事故による電力供給の制約は、企業等の就業時間の短縮や土日出勤、家庭での節電の取組など、節電意識の高まりや自然エネルギーへの転換など我々の生活に大きな変革をもたらしており、区は、こういった状況の変化を踏まえ、省エネルギー施策の推進や自然エネルギーの普及促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

○ 特別区民税収入の減収を踏まえた財政運営

我が国の景気動向は、東日本大震災や電力供給の制約等の影響により、依然として先行きが不透明であり、景気動向に左右されやすい特別区民税収入は当面、減収傾向が続くことが予想されます。現下の厳しい状況を十分踏まえた財政運営を行っていく必要があります。

2 地域主権改革に向けた国の動向等

地域主権戦略大綱（平成 22 年６月閣議決定）に基づき、平成 23 年４月に地域自主戦略交付金が新たに創設されるとともに、23 年５月に地域主権推進一括法等の地域主権に関する３法が公布されました。
また、「社会保障改革の推進について」（平成 22 年 12 月閣議決定）に基づき、24 年１月に、「社会保障・税一体改革素案」が政府・与党社会保障改革本部において決定され、閣議に報告されました。
これらの動きは、区の行財政全般に多大な影響を及ぼすことから、影響を詳細に分析・検討し、適切に取り組んでいくことで基礎自治体の更なる自主性・自立性を確立していく必要があります。

○ 地域自主戦略交付金の創設

平成 23 年４月創設

「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するため「地域自主戦略交付金」を創設。平成 23 年度は、第一段階として都道府県分を対象に投資補助金の一括交付金化を実施。
24 年度から政令指定都市において実施。他の区市町村については、引き続き検討。

○ 地域主権推進一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）等地域主権に関する３法の公布

平成 23 年５月２日公布

１. 地域主権推進一括法（第１次分）
・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（41 法律）等
２. 国と地方の協議の場に関する法律
・国と地方公共団体の役割分担や地方自治に関する事項等を国と地方が協議する場の設置等
３. 地方自治法の一部を改正する法律
・地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置等
議員定数の法定上限の撤廃、議決事件の範囲の拡大、行政機関等の共同設置、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止等

平成 23 年８月 30 日公布

地域主権推進一括法（第２次分）
・基礎自治体への権限移譲（都道府県の権限の市町村への移譲、47 法律）
・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（160 法律）

○ 社会保障・税一体改革素案

平成 24 年１月閣議報告

・社会保障改革の方向性
Ⅰ 未来への投資（子ども・子育て支援）の強化　Ⅱ 医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化　Ⅲ 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）　Ⅳ 多様な働き方を支える社会保障制度（年金・医療）へ　Ⅴ 全員参加型社会、ディーセント・ワークの実現　Ⅵ 社会保障制度の安定財源確保
・税制抜本改革の基本的方向性
（1）消費税の社会保障財源化
①社会保障の機能強化・機能維持のために、消費税について段階的に地方分を合わせた税率の引き上げを行う。その際、国分の消費税収については使途を明確にし、社会保障財源化する。
②低所得者に対しては、給付付き税額控除の導入に向け検討を進める。
（2）税制全体を通じた改革
①税制全体としての再分配機能の回復を図る。
②社会保障・税番号制度の導入も展望しつつ、できるだけ税制を公平かつ簡素で分りやすいものとする取組を進める。

3 特別区制度をめぐる課題

平成 12 年４月改正地方自治法の施行により、特別区は東京都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に市町村が処理をするものとされている事務を処理する基礎的な地方公共団体として明文化されました。しかしながら、都区間の見解の相違により、「改正地方自治法の原則に則った都区の役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分を確立する」という根本的な課題が未だ解決されていないため、都区共同の検討組織である「都区のあり方検討委員会」を設置し、19 年１月から課題解決に向け検討を開始しました。

また、都区財政調整制度については、特別区相互間で自主・自律的に調整を行った結果が十分反映されていない状況にあり、引き続き現行算定の妥当性をあらゆる視点から検証するとともに、各区の自主性が担保される算定に改善していく必要があり、都区財政調整協議で課題解決に向け取り組んでいます。

これらの課題は、区の行財政運営に多大な影響を及ぼすものであり、区の更なる自主性・自立性の確立のため、解決に向け取り組んでいきます。

○ 都区のあり方検討委員会検討状況

検討対象とする都の 444 の事務の検討を行い、平成 23 年１月、「都区のあり方検討委員会幹事会」で、区に移管（53）、都区の役割見直し（30）、引き続き検討（101）、都に残す（184）、検討対象外として整理（75）、税財政制度の課題に移行（1）として方向付けを完了しました。また、児童相談所のあり方については、実務レベルの課題の整理を行うことで合意しました。

区域のあり方については、当面、学識経験者を交えた都と区市町村共同の調査研究の場である「東京の自治のあり方研究会」を設け、その結果を待って議論することとしています。また、税財政制度については、事務配分等の議論の推移を踏まえて整理することとしています。

○ 都区財政調整協議での具体的取組

平成 24 年度に向けては、特別区の実態に見合った標準区経費の精査に取り組むとともに、基礎的・普遍的な事業分野の的確な積算を担保しつつ、算定の標準化、一定の行政分野の包括算定化を更に進めるよう取り組んでいます。

個別の検討項目としては、以下のとおりです。

①特別交付金のあり方

透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を２％を基本に見直す方向で検討（現在は５％）

②減収補塡対策のあり方

年度途中の調整税の減収について、一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応策が講じられるよう検討

③投資的経費のあり方

標準施設、年度事業量、単価等のあり方について、関連する課題との整合を図りつつ検討

④都市計画交付金のあり方

都区の都市計画事業の実施状況に見合う規模の拡大、交付対象事業の拡大、交付率の弾力化等について検討

また、今後の税財政制度のあり方については、抜本的な都区の役割分担の見直しなど、都区のあり方に関する検討の推移を見ながら検討することとしています。

3 増加が見込まれる主な財政需要

1 災害対策の充実・強化

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災は、多くのかけがえのない尊い生命や貴重な財産が失われるという、甚大な被害をもたらしました。
こうした状況の中、区では区民の安全・安心の確保を最優先とする観点から、東日本大震災規模の自然災害に備えるため、災害対策の充実・強化に取り組む必要があります。

○ 区有施設等における災害対策機能の強化

現在計画中の施設はもとより、既存の施設についても、津波や液状化への対策や、避難所における防災機能を充実・強化していく必要があります。
また、災害対策本部機能を有する代替施設として、新たな防災拠点を確保するとともに、災害情報の提供手段の充実に取り組んでいく必要があります。

○ 災害に強いまちづくりの推進

道路、橋りょうや公園などの都市基盤については、防災の観点から必要な機能を備えていく必要があります。また、民間の建築物についても耐震化の促進など、安全性の向上に取り組み、災害に強いまちづくりを推進します。

○ 港区ならではの特有の事情を踏まえた災害対策の強化

現在も、区の人口は増加しており、８割を超える区民が集合住宅に居住していることや、10 階以上の高層住宅が 500 棟以上あることなど、港区ならではの特有の事情があります。また、区の昼間人口は 90 万人を超えており、東日本大震災が発生した、平成 23 年３月 11 日には多くの帰宅困難者が避難所に集まることとなりました。
区では、今後も、高層住宅の震災対策に積極的に取り組むとともに、事業者の責務と役割分担を明確にしたうえで、帰宅困難者対策の取組を強化していきます。

○ 放射能に対する不安への対応

福島第一原子力発電所事故は、放射能流出により大気や土壌汚染を発生させ、飲料水や食品の安全性など、区民生活にも直接その影響を及ぼしています。
区では区民の生命を守るため、現在、大気中の放射線量や土壌の放射能の測定、給食食材の公表など、区民の不安を払拭するための取組を行っていますが、今後も様々な対策を講じていく必要があります。

2 地球温暖化対策の推進

地球温暖化の影響は世界規模で深刻化しており、区は、「港区地球温暖化対策地域推進計画」を定め、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

今後は、区民及び事業者における省エネルギー化の推進、自然エネルギーの利用拡大や福島第一原子力発電所の事故による電力供給不足を契機とした節電対策を踏まえ、地球温暖化対策を更に推進していく必要があります。

○ 地球温暖化対策の更なる充実

地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー化の推進と自然エネルギーの利用拡大が求められています。

区は、2020（平成 32）年度の二酸化炭素排出量を 1990（平成 2）年度比で 25%削減する目標と、この目標達成に向けた取組を「港区地球温暖化対策地域推進計画」で定め、温室効果ガスの削減のため、様々な施策を実施しています。

今後も、低炭素化社会の実現に向けて、区民・事業者や区自らの取組を着実に実施していくとともに、社会経済情勢や国・東京都の動向も的確に把握し、更なる施策の充実に取り組んでいく必要があります。

○ 福島第一原子力発電所の事故による電力供給不足を踏まえた節電対策の推進

区は、福島第一原子力発電所の事故による電力供給不足を受け、平成 23 年３月 14 日に定めた「港区節電対策基本方針」に基づき、区民及び事業者に対する節電の普及啓発や協力の呼びかけ、節電・省エネ対策に関する緊急支援策を実施してきました。

今後も、電力供給事情を見極めつつ、省エネ・省電力に向けた区民、事業者の取組の支援を進めていきます。

区民に対する施策
- 地球温暖化対策各種助成制度（新エネルギー機器設置費助成等）
- 節電に関する普及・啓発

事業者に対する施策
- みなとモデル二酸化炭素固定認証制度
- 港区建築物低炭素化促進制度

区自らの取組
- 区有施設低炭素化ガイドラインの運用
- 区有施設に対する省エネ改修と自然エネルギーの導入

3 待機児童対策の推進

区では、区立認可保育園の新設や改築、緊急暫定保育施設の整備、認証保育所や私立認可保育所の誘致など、様々な手法により定員拡大を図り、待機児童解消に努めています。しかし、子育て世代の転入や出生数、共働き世帯の増加、就労形態の多様化などにより、保育需要は年々高まっており、予断を許さない状況にあります。

また、保育園への入園希望の増加と同様に、学童クラブの需要も年々高まっており、今後の需要の動向を見極め、適切に対応していく必要があります。

○ 待機児童数の推移と今後の動向

区は、これまで待機児童解消に向け様々な手法で保育定員の拡大を図り、平成24年1月1日現在の保育定員は3,931人で、前年同月より498人増加しました。その結果、24年1月1日現在の待機児童数は255人で、前年同月より60人減少しましたが、未だ、待機児童解消には至っていません。

また、保育需要の高まりは、これから先、学童クラブの需要へ移行することが予想されます。今後も、保育や学童クラブの需要の動向や、地域によって偏在する待機児童の状況を踏まえ、適切に対応していく必要があります。

保育定員と待機児童数の推移（各年度１月１日現在）

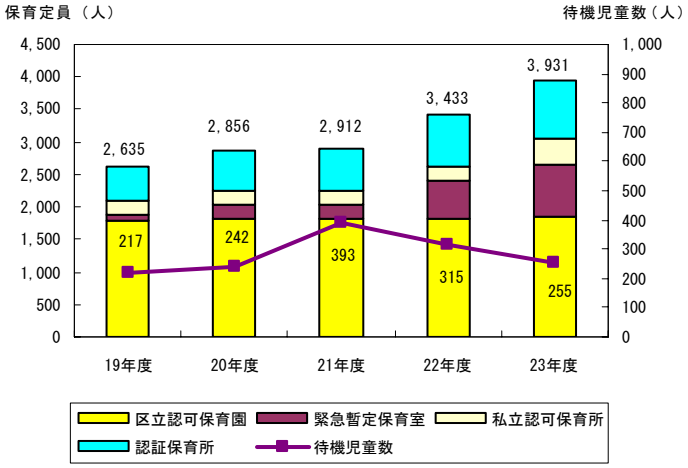

総合支所管内別保育園待機児童数

（平成24年１月１日現在）

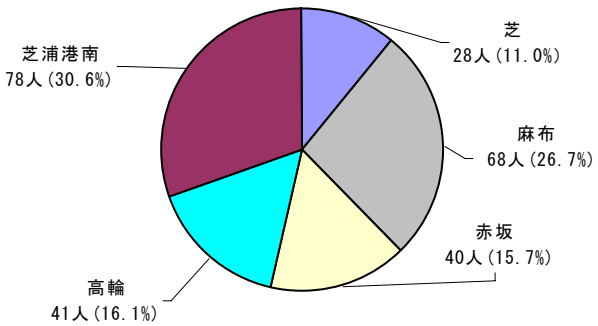

就学前児童及び小学生・低学年人口推移＜０～８歳＞（各年１月１日現在）

（単位：人）

区　　分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
０～５歳	11,584	11,985	12,518	12,757	12,791	12,870	12,793	12,636
うち０歳	2,313	2,235	2,319	2,280	2,230	2,284	2,229	2,177
６～８歳	4,324	4,390	4,656	4,910	5,315	5,551	5,814	5,954

※　23年・24年の数値は実数、25年以降の数値は「港区人口推計結果（平成23年３月）」によるものです。

最大年

4 高齢者人口の増加と高齢者福祉への取組

港区人口推計結果（平成 23 年３月）によれば、65 歳以上の高齢者人口は平成 22 年度の 36,119 人から平成 29 年度までに 42,882 人になり、高齢化率も 19.6%となることが見込まれています。

高齢社会の進行に伴い、医療・介護費用の増加が予想されますが、今後も区では、高齢者が安心して暮らせる地域社会を実現するための取組が必要です。

○ 高齢者人口の推移と高齢者福祉への取組

高齢化とともに、医療や介護にかかる保険給付費が増加し、それに伴い、国民健康保険事業会計や介護保険会計等の特別会計の規模が拡大しています。

今後も高齢者一人ひとりが尊重される真に豊かな地域社会を築くため、高齢者の多様な住まいの確保・支援やひとり暮らし高齢者等の見守りの推進、介護にあたる家族への支援など取り組むべき課題は更に増加していくことが見込まれます。

介護を必要とする高齢者も元気な高齢者も、住み慣れた地域で、いきいきと暮らしていくために、介護予防事業の一層の充実や在宅生活を支える総合的な支援、在宅介護サービスの充実など、高齢者福祉への取組を今まで以上に推進していく必要があります。

高齢者人口の推移

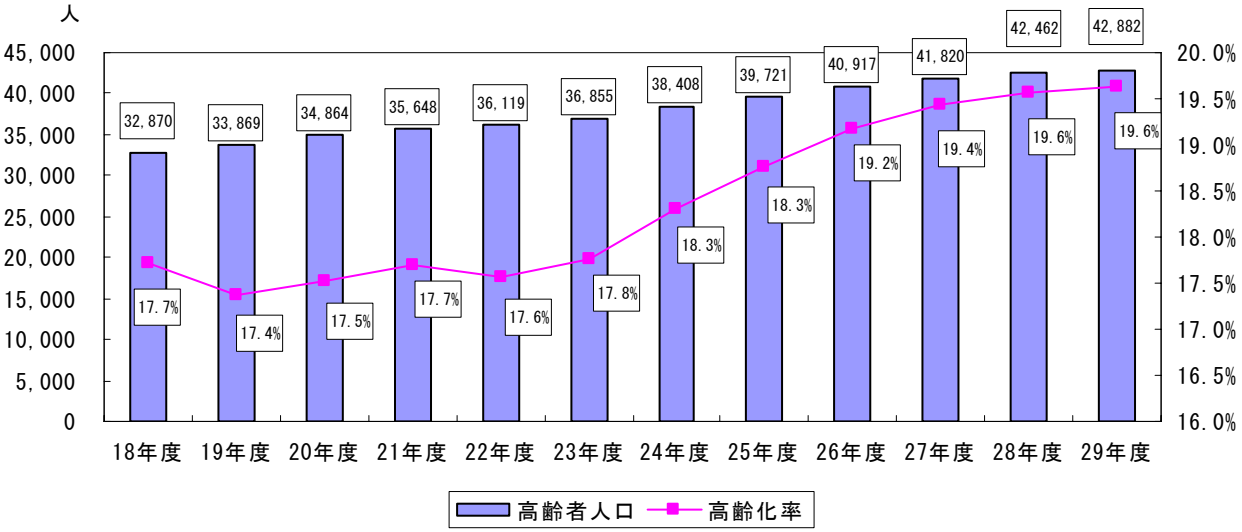

＊23 年度～29 年度の数値は、「港区人口推計結果（平成 23 年３月）」より

5 扶助費と生活保護の増加

扶助費は、生活保護や子ども手当、高齢者・障害者への給付事業費など法令で支出が義務付けられているものが多くあります。

その中でも生活保護費は、区民生活における最後のセーフティネットであり、扶助費の支出において、大きな割合を占めています。平成 21 年度以降、生活保護費は、景気の悪化や不安定な雇用情勢を受け増加傾向で推移していますが、今後もその動向に留意していく必要があります。

○ 扶助費と生活保護受給者の推移

扶助費は、法令で支出が義務付けられているものが多く、社会経済情勢の変動や国の政策と密接に関連しています。

長引く景気の低迷や不安定な雇用情勢を受け、港区でも生活保護受給者は、平成 21 年度以降、増加傾向で推移し、23 年 3 月末に 2,000 人を超え、22 年度決算における生活保護費の支出額も前年度より 5 億円増加し、42 億円を超えています。

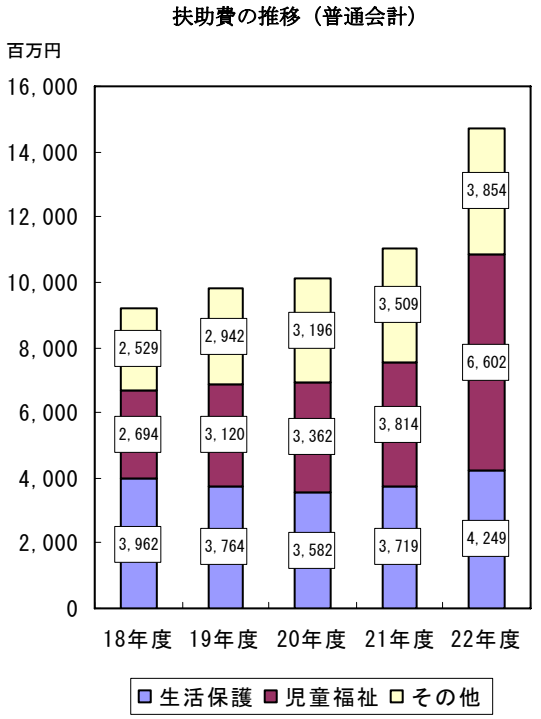

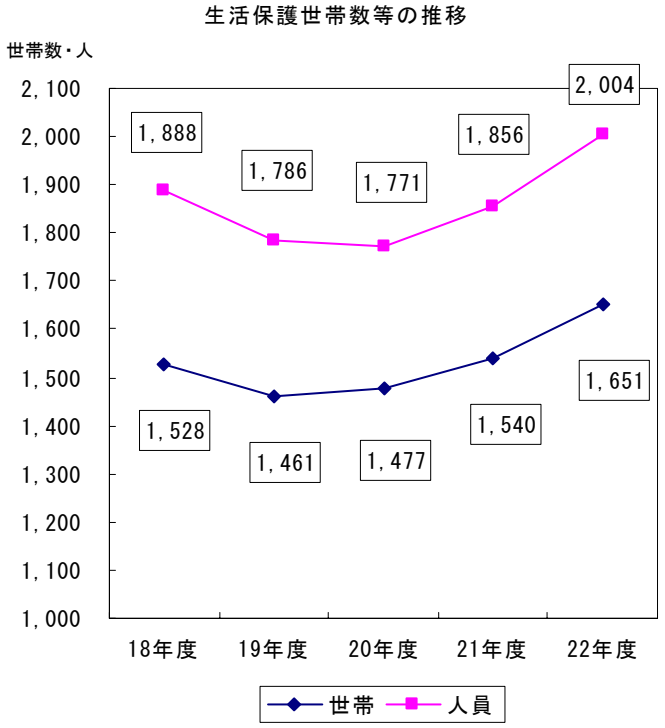

＊22 年度の児童福祉の増加は、子ども手当制度の実施によるものです。

Ⅱ

これからの財政運営のあり方

1 あらゆる世代が将来にわたって安心できる財政運営をめざして

1 ３つの基本方針

区は、区民の誰もが将来への夢と希望、地域への誇りを持って充実した生活を送ることができる「人にやさしい創造的な地域社会」の実現をめざして、区民生活のすみずみまで目の行き届いた、港区ならではの質の高い行政サービスの提供に努めています。

一方、平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災や、福島第一原子力発電所事故等の影響により、区は、区民の災害に対する不安を取り除き、信頼に応えるため、区民の安全・安心の確保を最優先とする観点から様々な施策に取り組んでいます。

こうした取組を支えていくため、区は、積極的な財源確保に努めながら、常に中長期的な視点に立ち、限られた貴重な財源を重点施策や緊急的な課題に集中的に配分することで、簡素で効率的な行財政運営を将来にわたり安定的に展開していく必要があります。

今後の財政運営にあたっては、あらゆる世代が将来にわたって安心できる財政運営をめざして、次の３点を基本方針とします。

基本方針１　磐石な財政基盤の確立

財政の弾力性を示す経常収支比率が悪化しつつある中、「最少の経費で最大の効果」の基本原則を踏まえ、積極的な財源確保に努めながら、これまで以上に不断の内部努力を徹底するとともに財源を効率的・効果的に活用することで、自主・自立した財政運営を安定的に展開できるよう磐石な財政基盤を確立していきます。

基本方針２　重点施策への集中的な財源配分

必要性・効率性・効果性の観点から全ての施策の見直しを絶えず行いながら、区民の安全･安心の確保をはじめとした区の重点施策や緊急的に取り組むべき課題に、限られた貴重な財源を集中的に配分していきます。

基本方針３　中長期的な視点に立った財政運営

今後の社会経済情勢や区民ニーズなどの動向を踏まえつつ、中長期的視点に立ち、今後の財政収支を的確に見極め、基金を有効に活用しながら、次世代に過度な負担を残すことなく、質の高い行政サービスを安定的に提供できる財政運営を展開していきます。

2 対象期間

本財政運営方針の対象期間は、区政のあらゆる分野で計画的に行財政運営を推進する際の指針となる港区基本計画の計画期間に合わせ、中長期的な視点に立ち、計画的な財政運営を展開していくため、平成 24 年度から平成 29 年度までの６年間とします。

ただし、現時点で予測できない状況の変化があった場合には、必要に応じ、修正・改定を行います。

3 港区財政運営方針の体系図

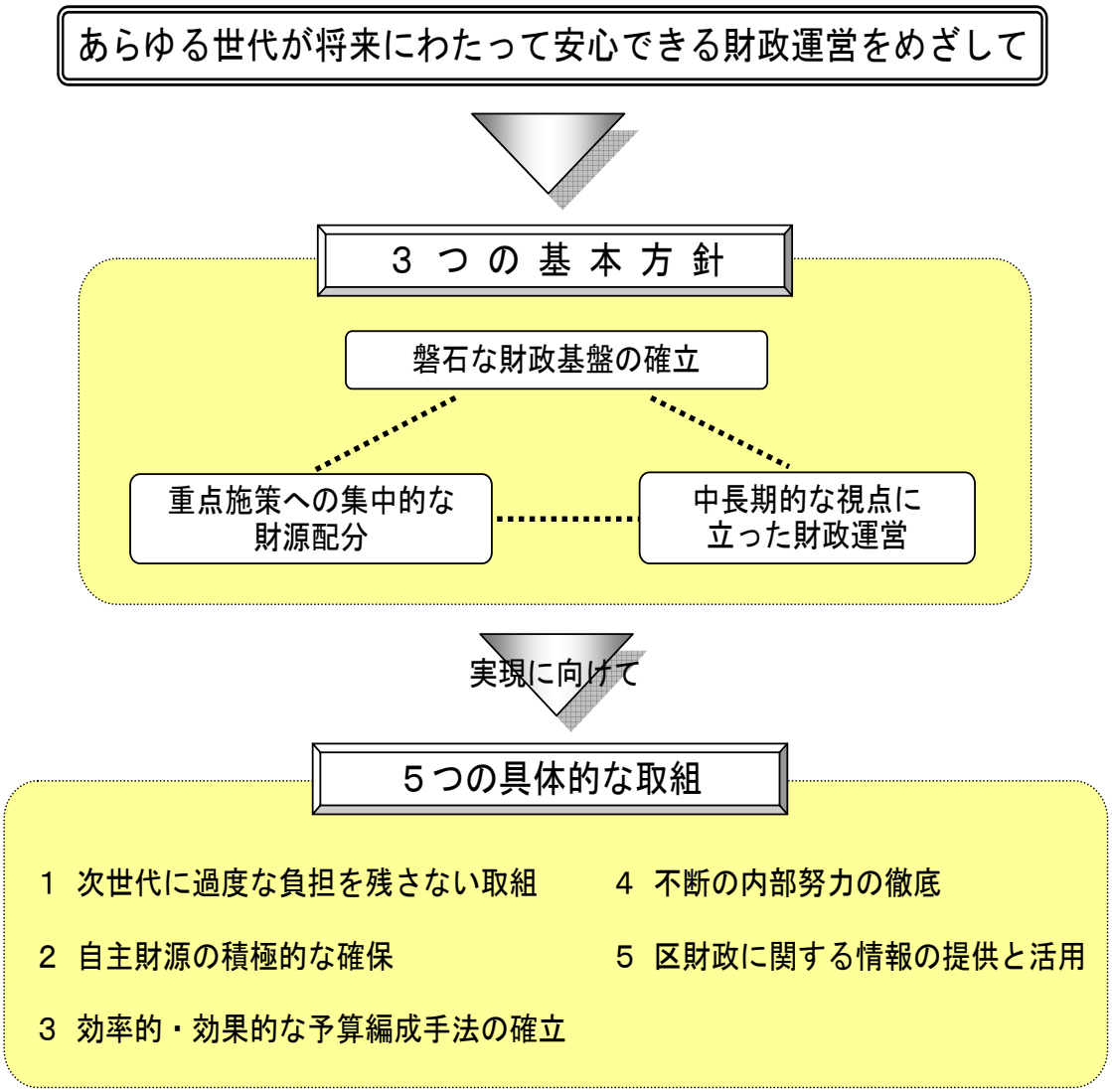

Ⅲ

実現に向けた取　　組

1 次世代に過度な負担を残さない取組

1 財政フレームの堅持

長引く景気の低迷や、東日本大震災の発生により、特別区民税収入は当面厳しい状況が続くものと予想されます。

一方で、区は、緊急的な災害対策の充実・強化をはじめ、待機児童対策の推進、地球温暖化対策への取組など様々な課題に取り組んでいく必要があります。

基本計画の後期３年の見直しにあわせて策定する新たな財政計画における財政フレームを上限とした予算編成を行い、計画的な財政運営に取り組みます。

○ 現在の財政計画と当初予算額との比較

現在の財政計画の策定後の平成 22 年度に創設された子ども手当の影響を除くと、21 年度から 23 年度の３年間の当初予算額の総額は、財政計画における財政フレームを堅持したものとなっています。

景気後退に伴い特別区民税収入が減少する状況の中にあっても、基金を効果的に活用し、計画的な財政運営に取り組みました。

○ 新たな財政計画の策定と財政フレームの堅持

新たな財政計画は、後年度負担にも配慮しつつ、いかなる社会経済情勢にも対応できるよう、今後の収支の見通しを踏まえて策定します。

特別区民税収入は、当面厳しい状況が続くことが予想されていることから、各年度の予算編成において、新たな財政計画における財政フレームを確実に堅持していくことで、中長期的な視点に立った計画的な財政運営に取り組んでいきます。

（単位：百万円）	平成24年度		平成25年度		平成26年度		合計（平成24～26年度）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
歳出総額	103,550	100.0%	129,456	100.0%	117,036	100.0%	350,041	100.0%
義務的経費	39,480	38.1%	39,496	30.5%	39,626	33.9%	118,601	33.9%
人件費	21,045	20.3%	20,624	15.9%	20,219	17.3%	61,888	17.7%
扶助費	16,964	16.4%	17,402	13.4%	17,837	15.2%	52,203	14.9%
公債費	1,470	1.4%	1,470	1.1%	1,571	1.3%	4,511	1.3%
基本計画事業費	15,036	14.5%	37,074	28.6%	24,767	21.2%	76,876	22.0%
分野別計画事業費	14,840	14.3%	36,876	28.5%	24,562	21.0%	76,278	21.8%
地区版計画書事業費	196	0.2%	198	0.2%	205	0.2%	598	0.2%
その他経費	49,034	47.4%	52,886	40.9%	52,643	45.0%	154,563	44.2%

注１　地区版計画書事業費は、地区版計画書に計上している事業費です。
　２　その他経費には、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、繰出金などが含まれます。

2 基金の有効活用

基金は、財源の不足による年度間の財源を調整する財政調整基金や、社会基盤の整備など、特定目的のために活用する基金があり、中長期的視点から財政の健全な運営を行うため、重要な役割を果たしています。

区は、今後の社会経済情勢や区民ニーズの動向を踏まえつつ、このような基金を有効に活用していきます。

あわせて、いかなる社会経済情勢においても、効果的に基金を活用できるよう、基金の設置目的を踏まえ、見直しを行っていきます。

○ 基金の有効活用に向けて

区は、今後の財政収支を的確に見極め、質の高い行政サービスを安定的に提供していく必要があります。

財政調整基金は、社会経済情勢の変動等により財源不足が生じた際にも、これまでと同水準の区民サービスを提供していかなければならない場合に活用するのが原則です。一方で、区としては、先駆的取組や緊急的課題への対応なども含めた将来需要にも的確に応えていく必要があることから、基金の活用にあたっては、まず、それらの行政需要に十分応えられる残高を確保しておくこととします。このようなことから、後期財政計画においては、基本計画の最終年度となる平成 26 年度末の財政調整基金残高を標準財政規模の 40%程度確保することとします。

特定目的基金については、その設置目的を踏まえ、その効果が十分に果たせる場合において活用します。特に、災害対策の強化・充実のための取組を着実に推進するため、震災の予防、応急対策及び復旧に要する経費の財源に充てることを目的とした震災対策基金（68 億円）を積極的に活用していきます。

あわせて、将来にわたり基金を効果的に活用できるよう、現在 17 ある特定目的基金の設置目的を踏まえ、高齢者福祉施設等整備基金など、必要に応じて統合・廃止も含め、見直していきます。

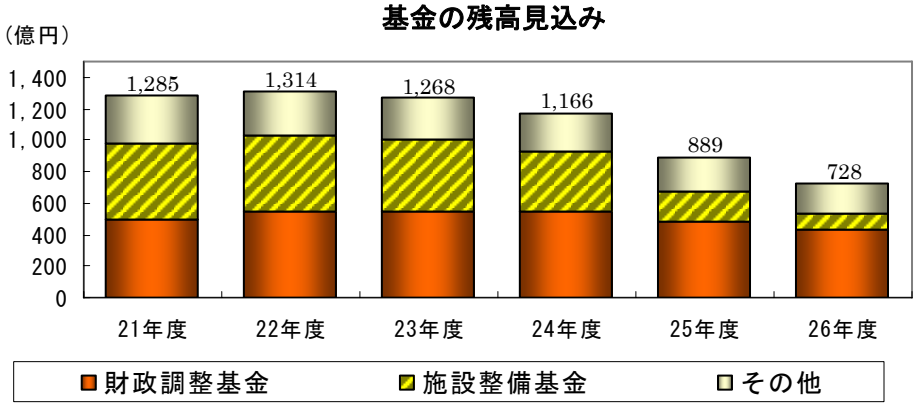

※　平成 21～22 年度は年度末残高です。また、23 年度は最終補正後の残高見込み、24 年度以降は基本計画（平成 24 年度～26 年度）の財政計画に基づく推計値です。

※　施設整備基金は、公共施設等整備基金及び教育施設整備基金です。

3 区債の適切な活用

施設の建設や改築などの需要の増加が見込まれる中、中長期的な視点に立ち、計画的な財政運営を行うため、区債を適切に活用します。

○ 区債の主な機能

（１）財政支出と財政収入の年度間調整の機能

公共施設の建設事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、区債を活用することにより、所要資金を円滑に調達し、これに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有しています。

（２）住民負担の世代間の均衡を図る機能

将来、便益を受けることとなる現世代の住民と後世代の住民との間で負担を分担する機能を有しています。

○ 区債残高の減少

区は、平成 15 年度以降区債を発行していないこと、16～18 年度に繰上償還や満期一括償還を行ったことから、区債残高は着実に減少しており、22 年度で区債残高 93 億円、公債費比率 1.9%となり、弾力的な財政運営が可能となっています。

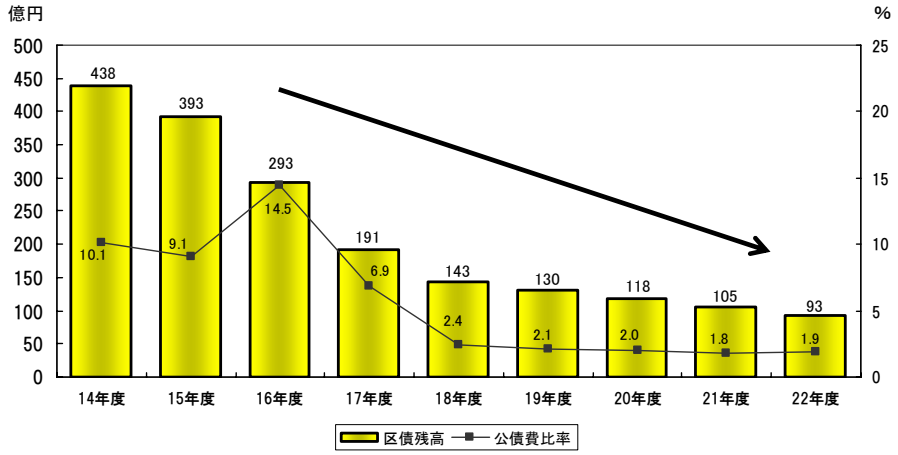

○ 区債の適切な活用

今後、施設建設等による投資的経費の大幅な伸びが予想されますが、区債を適切に活用することにより、資金需要に柔軟に対応することが可能になります。一方で、区債発行に伴う償還金の増により、経常的経費が増加することから、財政の弾力性を維持していくためには、区債発行についても、計画的な財政運営を図っていく必要があります。

このようなことから、後年度に過度の負担を残さないために、今後、公債費比率を３%以内に維持することを前提として、区債の適切な活用を図っていきます。

2 自主財源の積極的な確保

1 特別区民税・国民健康保険料等収納対策の更なる強化

区は、特別区民税・国民健康保険料等の収納率向上のため、様々な取組を行い、一定の成果を挙げてきました。

具体的には、特別区民税において、平成 19 年度にコンビニエンスストアでの収納を始め、20 年度からは、差し押さえた財産をインターネットで公売する制度を設けました。国民健康保険料においては、22 年度から委託による電話催告を実施しています。

今後も、口座振替の奨励や新たな収納方法の導入を検討し、納税者等の利便性の充実に努めるとともに、悪質な滞納者への厳格な対応等により、特別区民税・国民健康保険料等の収納率向上に努めます。

○ 特別区民税（現年分）の収入額と収納率の推移

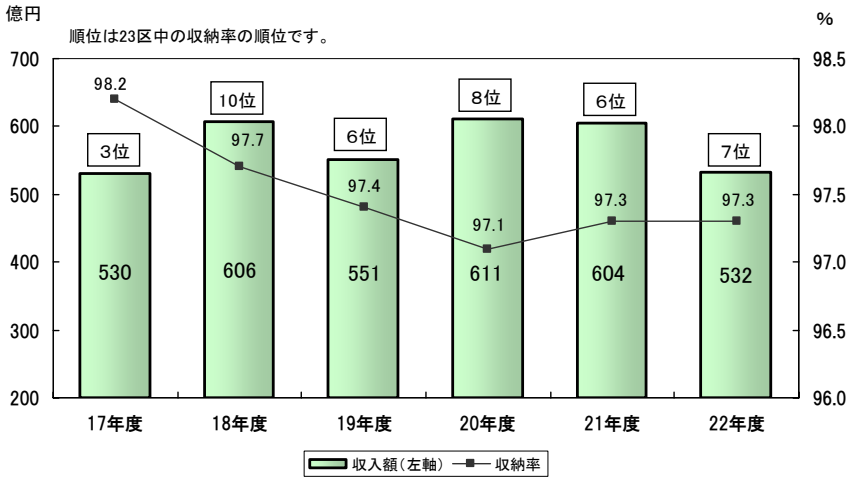

区を取り巻く環境の変化に柔軟かつ的確に対応するため、区は、磐石な財政基盤を確立する必要があります。特別区民税収入は、その磐石な財政基盤を支える貴重な財源です。

質の高い行政サービスの提供を継続するためには、特別区民税収入の収納率を一層向上し、区財政を強固に支えていく必要があります。

○ 国民健康保険料（現年分）の収入額と収納率の推移

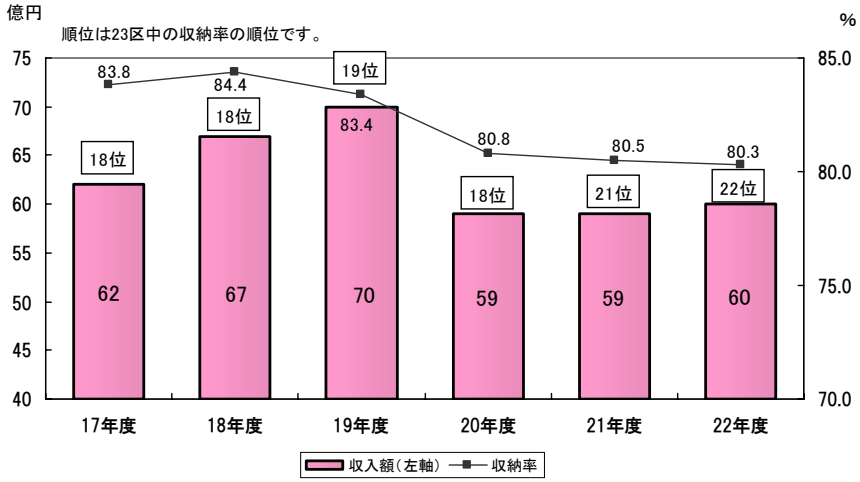

国民健康保険事業会計は、保険料等の財源が事業経費を下回る場合に、一般会計から区民税等で補填することで、円滑な事業運営を行う仕組みとなっています。

このことから、一般会計の負担軽減を図るため、一層の収納率の向上に努めます。

2 新たな収入確保策の検討

区では、これまでも学校跡地などの区有財産の貸付などにより、自主的な歳入の確保に取り組んできました。
特別区民税収入は、当面減収傾向が続く厳しい状況になることが予想されることから、刊行物への事業者広告の掲載や、区有施設の命名権などの、区有財産等を活用した新たな収入確保策の検討に取り組んでいきます。

○ 窓口封筒等への事業者広告の掲載

窓口頒布用封筒や区が発行する「暮らしのガイド」など区民に広く配布を行う刊行物、ホームページなどは、区民の目に触れる機会が多く、広告媒体としての効果が期待できます。

区では、新たな収入確保策として、窓口頒布用封筒への事業者広告の掲載に試行的に取り組むとともに、他の刊行物等への導入の可能性について検討します。

事業者広告の掲載には、広告料収入などの新たな歳入の確保というメリットがありますが、区の刊行物等に商業的な印象を与えてしまうことや、本来提供すべき情報がわかりにくくなるなどの課題があることから、公平性や中立性を確保するとともに、広告掲載内容の基準を設ける必要があります。

○ 命名権（ネーミングライツ）の検討

命名権（ネーミングライツ）は、企業の社名やブランド名を施設の名称に付与する権利をいい、施設の所有者が事業者等に命名権を売却することで、施設の維持管理経費の一部を賄うなどの経費の削減効果が見込まれることや、施設の認知度、イメージの向上などの効果も期待できることから、区有施設における命名権について検討を行います。

3 受益者負担の検討

特定の個人や団体が区から特定のサービスを受けている場合には、サービスを利用する人と利用しない人の負担の公平を図る見地から、適正な受益者負担について検討をしていく必要があります。

○ 施設の利用料等の基本的な考え方

施設の利用料等は、サービスを利用する人がその原価を負担するという受益者負担の考えを基礎としています。しかしながら、単なる受益者負担の原則ではなく、そのサービスが区民にとって必須のものか選択できるものかなどサービスの公共性の程度に基づき、税で負担する部分と利用者が負担する部分との均衡を考慮し、サービスを利用する人と利用しない人の負担の公平性を図る必要があります。

また、所得等負担能力に著しい差異があり、均等に負担することが公平に反する場合には、負担能力に応じて負担する応能負担を考慮する必要があります。

今後も、サービスを利用する人と利用しない人の負担の公平を図る見地から、適正な受益者負担について検討していく必要があります。

3 効率的・効果的な予算編成手法の確立

1 事務事業評価を活用したマネジメントサイクルの徹底

区は、平成 22 年度から、事業の必要性、効果性、実施手法の効率性などについて、事業を所管する部署による自己評価だけではなく、コスト面や、より専門的知識を有し、中立的・客観的な立場にある学識経験者の視点などを含め評価する事務事業評価制度を実施しています。

事務事業評価の結果を翌年度の予算編成に確実に反映させることで、今まで以上に、簡素で効率的な行財政運営を目指します。

○ 事務事業評価結果の予算への反映のイメージ

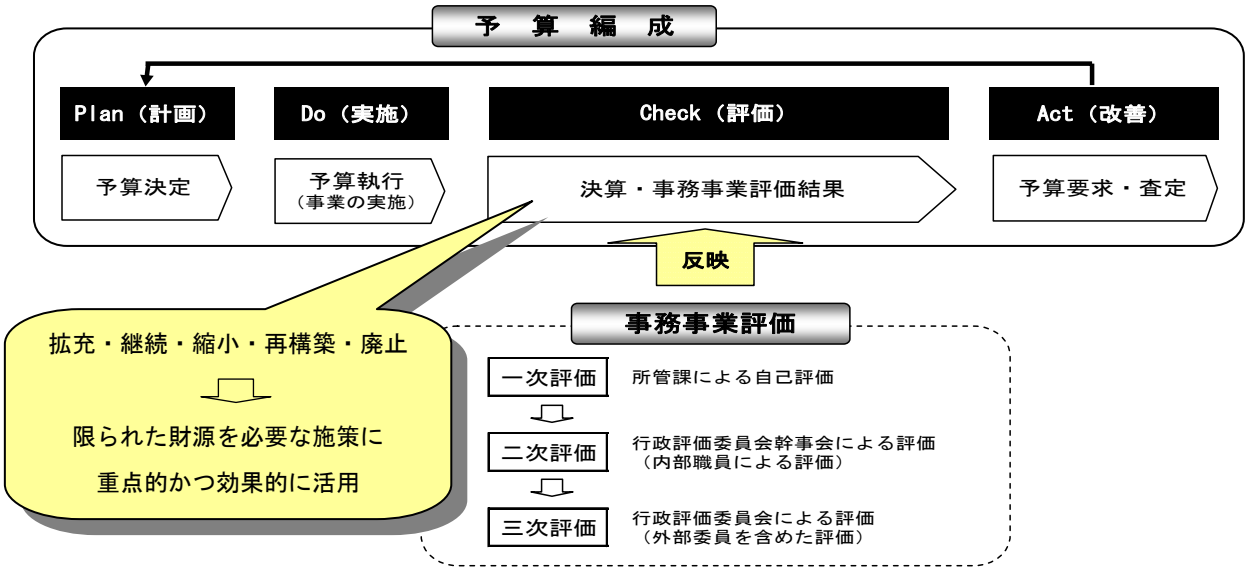

○ 事務事業評価の実施時期

＜新規事業・レベルアップ事業＞

事業開始年度から起算して３年目を迎える年度に実施します。

また、新規事業・レベルアップ事業については、要求時に、事業の必要性、効率性、効果性を見極め、３年間の成果目標を明確にした上で予算化します。

＜継続事務事業＞

毎年度実施します。

なお、継続事業であっても、法定受託事務、法律等に基づく事務、内部管理事務、計画関係事業及び臨時事業は、評価の対象から除きます。

② スクラップ・アンド・ビルドを原則とした予算編成

既存事業については、事務事業評価を活用し、類似事業の統合や廃止、縮小など事務事業の見直しを図り経費の削減に努めます。

また、新規事業及びレベルアップ事業の実施にあたっては、事業の必要性・効率性・効果性などを見定めるとともに、スクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底し、事業費総額の抑制に努めます。

○ スクラップ・アンド・ビルドを原則とした事業の実施

限られた財源を優先度・重要度の高い重点施策へ集中的に配分する一方、行政ニーズの変化により効果が低くなった事業や類似事業については、事務事業評価を活用し、統合・廃止・縮小を含め事務事業を精査します。

また、新規事業及びレベルアップ事業を実施する際には、厳しい財政状況を踏まえ、これまで以上に効率性・効果性を十分見極めたうえで、事業のスクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底した予算編成を行います。

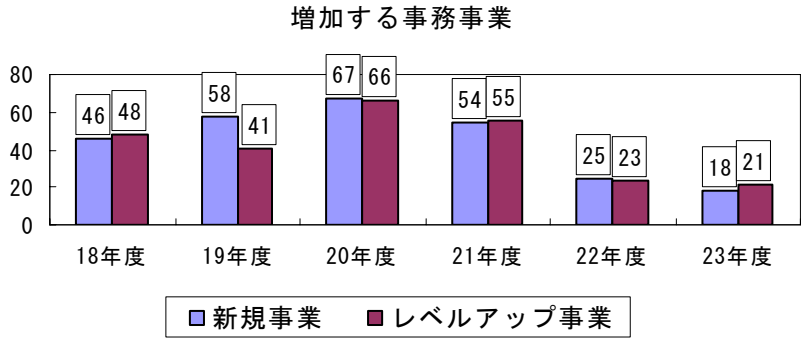

＊廃止事業は 21 年度に
１事業のみ

○ 重点事業の明確化と新たな課題への取組

各部・局・所は政策目標と施策の方向性を明確にしたのち、新規事業及びレベルアップ事業の実施の際には、優先順位を定め、新たな課題に積極的に取り組み、独自性や創造性のある事務事業の実施を目指します。

～新規事業・レベルアップ事業の予算要求時のルール～

その１　新たに実施する事業に係る経費については、原則、各部・局・所内の責任において、既存事業の見直しを行い、同規模の財源を確保すること。

その２　新たに事業を実施する場合は、中期的な目標を明確にした上で、各部・局・所内で事業に優先順位を付すこと。

3 総合支所の予算編成手法の見直し

総合支所の予算編成については、経常的経費のほか、地域の課題や特性に応じて独自に取組む地域事業経費があり、一定の基準に基づいた配分方式を導入しています。

今後も、地域の自主性、自立性を担保する権限と責任を総合支所が十分果たせるよう、配分方式を継続します。

しかしながら、今後の特別区民税収入は減収傾向が続く厳しい状況になることが予想されることから、限られた財源を有効に活用するため、これまでの実績を反映した配分方式に改めます。

○ 配分方式の見直しについて

経常的経費については、限りある財源を効果的に活用するため、配分する予算枠の考え方を見直し、一層の内部努力を促す仕組みを構築します。

また、港区基本計画（後期３年間）の見直しに伴う総合支所の地域事業予算枠についても、これまでの実績を反映した複数年度予算配分方式に見直します。

経常的経費の決算状況

	21 年度	22 年度
芝地区	1,057,427 千円（83.32%）	1,212,651 千円（81.81%）
麻布地区	851,110 千円（77.99%）	911,031 千円（82.26%）
赤坂坂区	836,302 千円（88.24%）	813,127 千円（86.22%）
高輪地区	917,900 千円（78.07%）	878,199 千円（79.88%）
芝浦港南地区	1,519,516 千円（85.10%）	1,595,145 千円（87.39%）
合計	5,182,255 千円（82.66%）	5,410,153 千円（83.78%）

地域事業経費の決算状況

	21 年度	22 年度
芝地区	33,675 千円（76.53%）	40,434 千円（77.73%）
麻布地区	40,735 千円（83.80%）	43,617 千円（91.37%）
赤坂坂区	38,581 千円（85.08%）	41,608 千円（73.16%）
高輪地区	38,423 千円（66.88%）	33,446 千円（66.40%）
芝浦港南地区	51,934 千円（68.44%）	44,231 千円（63.21%）
合計	203,347 千円（74.95%）	203,335 千円（73.41%）

※（　）内の数値は、執行率です。

4 経費区分の明確化

予算は、経費の目的に応じて、款、項に区分される目的別予算となっています。
このため、特別会計に対する繰出金については、目的に応じて計上されており、全体としてどのくらいの金額になっているのか、区民にとってわかりにくい状況にあります。
予算の編成や執行の段階において、区民への説明責任を一層果たしていくために、一般会計に与える影響が大きい特別会計への繰出金について、予算科目をわかりやすく区分していきます。

○ 特別会計繰出金の予算科目の組替

一般会計から特別会計に対して支出する繰出金は、負担が義務付けられているものや、保険料の軽減などの政策的な判断によるもの、国民健康保険料などの保険料の未収分を補填するためのものなど様々です。

繰出金の平成22年度における決算額は50億円を超えており、一般会計に与える影響は大変大きいものとなっています。このため、予算科目を「款」の諸支出金に組み替えることで、特別会計への一般会計の負担額をより明確にしていきます。

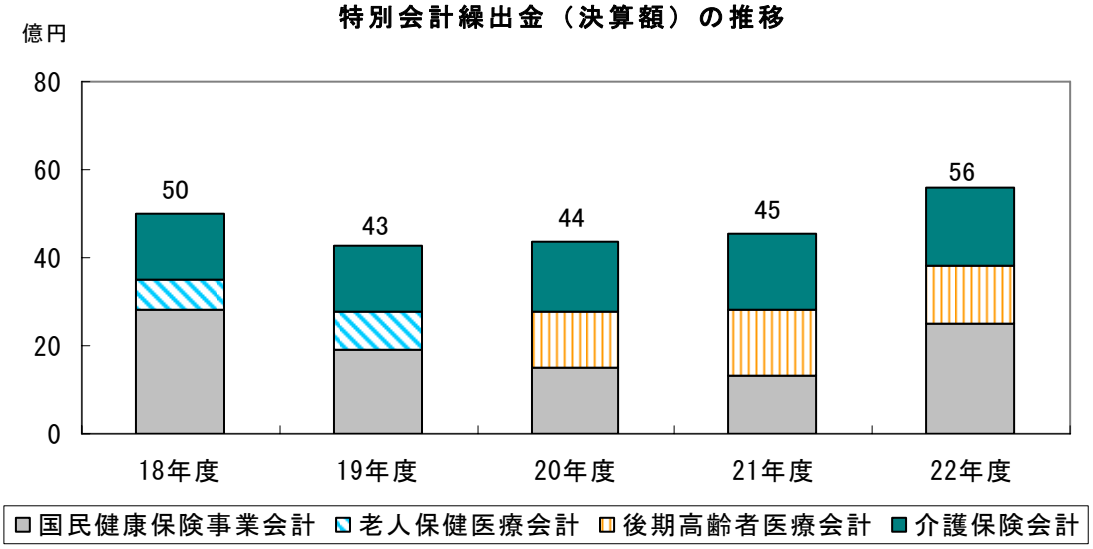

・**特別会計**とは
・**繰出金**とは

・特別会計は、特定の事業などについて、一般会計から区分して、その収支を別に経理するための会計をいいます。
・繰出金とは、一般会計から特別会計の事業の運営に必要な経費を支出する際に用いられる費目です。

4 不断の内部努力の徹底

1 経常的経費の更なる節減

特別区民税収入の大幅な減収を踏まえ、経常的経費についても、節減に努めることが求められます。職員一人ひとりが新たな視点にたち、主体的に事業の目的や内容を見直すとともに、予算編成過程において、創意工夫することで、「最少の経費で最大の効果」をあげるように経費節減へ取り組みます。

○ 経常的経費の節減

経常的経費とは、区の行政活動を支えるため、継続的かつ恒常的に支出される経費をいいます。

区政運営において取り組むべき課題や財政需要が多くある一方で、特別区民税収入が大幅に減収するなど、今後の厳しい区財政の状況を踏まえ、一層効率的な事業執行が求められます。今までの行政水準は確保しつつ、経常的経費の節減に努め、あらゆる世代が将来にわたって安心できる財政運営に向けての取組が必要です。

経常的経費と臨時的経費の推移（普通会計）

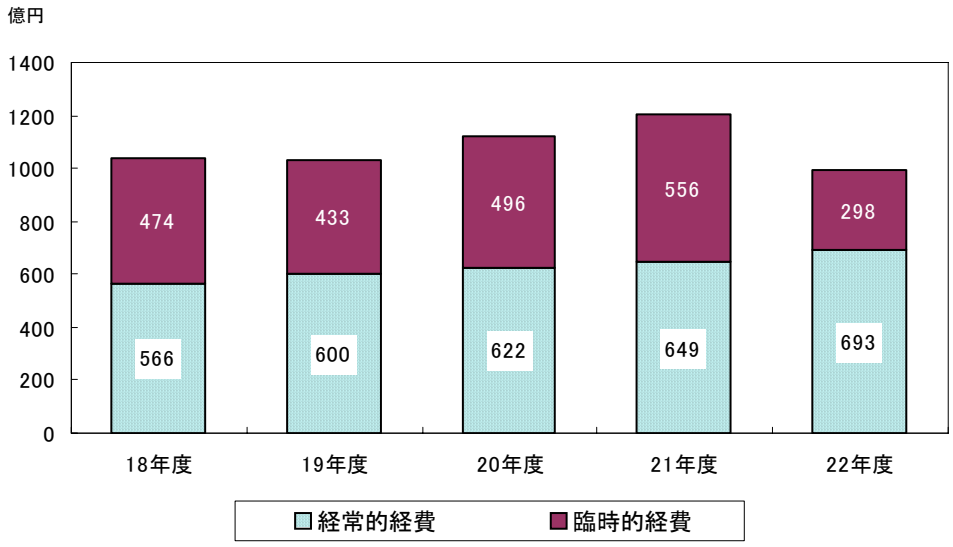

《取組の具体例》

- 義務的経費を除きマイナスシーリングを実施
- 決算分析をすることによる、予算要求の積算根拠等の見直し
- 区単独又は補助上乗せ給付事業の他団体比較による事務の精査
- 委託内容の再点検により、区が実施するべきか、委託事業者が行うべきものか、内容を精査することで、委託経費を削減
- 補助金の必要性に応じた廃止を含む、補助率や補助額等の見直し
- 事業手法等の見直しを含めた、効率化による時間外勤務手当の削減

② ライフサイクルコストを踏まえた施設整備

区有施設の整備にあたっては、構想段階からライフサイクルコストに着目し、経費の抑制を図った計画を進めていくことが重要です。

また、既存施設の維持保全に要する経費についても、今後、施設の老朽化に伴い増加することが見込まれます。既存施設の維持保全については、長期的視点に立ち、保全のための十分な検討を行い、その上で策定した長期保全計画に沿って、計画的な改修・修繕を行なうことで、施設の長寿命化による経費の抑制を図っていきます。

○ 新規区有施設の整備

一般的に施設のコストを考えるときには、その建設費に対しての評価を行う傾向がありますが、建設費はライフサイクルコスト全体から考えれば、一部分でしかありません。そのため、建設費のみに重点をおくのではなく、省エネルギーの観点からも、施設を使用する全期間を捉えたライフサイクルコストで評価を行う必要があります。

平成 21 年度から、区では原則として施設の基本設計段階でＶＥ（バリューエンジニアリング）を実施しています。第三者の視点で、環境性能の向上とライフサイクルコストについての提案を受け、十分な検討及び見直しを行い、経費の抑制を図っています。

○ 既存区有施設の長期的、総合的マネジメント

既存施設の改修工事や修繕工事では、将来の維持保全及び更新費用を確実に把握するとともに、長期的に対応することが重要となります。

区有施設には、大規模な修繕等が、今後必要となる老朽化した施設も多く、維持保全等に要する経費が増加することが見込まれます。

既に長期保全計画を策定している施設については、計画に沿って改修・修繕を行い、更に適切で効率的な施設保全に努め、工事内容や工事期間の効率化を図ることで、施設利用が制限される期間の短縮や経費の抑制に努めます。また、長期保全計画を策定していない施設については、今後策定する計画に沿って改修・修繕を適宜行なっていきます。

・長期保全計画とは

建物の安全性の確保、衛生環境の保持、効用の保持を計画的かつ効率的に行うことを目的として長期保全計画を作成します。

この計画では、建物の保全関連情報の把握や劣化調査を実施して、建物の耐用年数の設定（概ね 60 年）を考慮し作成します。

3 情報システムにおける経費抑制と行政サービスの充実

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用し、行政サービスの充実を図りながら、情報システムに係る導入経費や運用経費を抑制します。

○ 行政サービスの充実と費用対効果の最大化

区ではＩＣＴ（情報通信技術）を活用し、区政の情報を多くの区民に提供できるホームページ、夜間・休日にも住民票等が発行できる自動交付機の設置、インターネットで申請ができる電子申請・届出システム等を導入してきました。また、行政サービスの基幹である住民記録、税務、国民健康保険等の各システムもＩＣＴを活用し、行政サービスの充実を図っています。しかしながら、このようなシステムは、導入や運用にあたり、多大な経費がかかっています。

このようなことから、新規システムの導入については、他自治体で活用されているパッケージシステムなどの標準的なシステムの導入を図るとともに、他自治体での導入経費や運用経費等の調査を行ない、比較検討し経費の見直しを図ります。

また、既存システムについては、他自治体の類似システムの運用経費を情報収集するとともに、ＳＥ（システムエンジニア）等の作業内容、作業単価及び作業工数を定期的に見直すことで経費の低減を図ります。また、各システム利用率の調査を行ない、利用率アップの改善策やシステムの見直しを検討します。

情報システム経費の推移

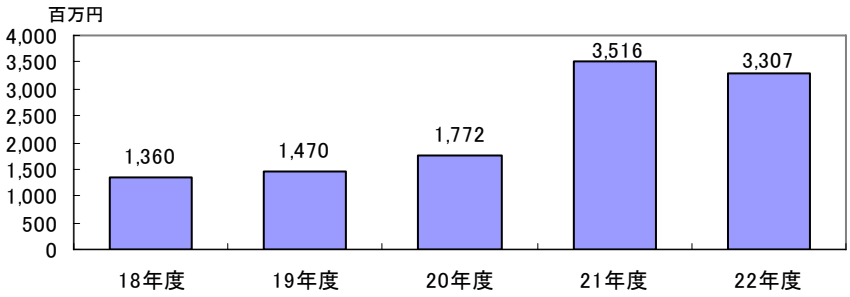

※ 情報システム経費は、区政情報課の「電子自治体推進」などシステムの基盤整備・管理・運用に関する経費を合算したものです。

○ 安全・安心な情報システムの確立

情報漏えい、コンピュータウィルス等の脅威から区の情報資産を保護するため、情報セキュリティ対策の更なる強化を図り、利用者が安全安心に利用できる環境を構築します。また、災害時にも行政機能を円滑に維持できるよう機器の分散化等の対応策を検討し、機器購入費やソフトウェア経費を縮減できるとされている、クラウドコンピューティング等の新しい技術を検証していきます。

・クラウドコンピューティングとは

独自でサーバなどの機器やソフトを購入せず、サービス提供者が用意し、利用者（区）は、ネットワークを通じて必要なサービスを利用でき、利用期間や利用状況に応じた料金を支払うシステムです。

複数の利用者で使用するため、セキュリティ面、安全面、信頼面の検証が必要となっています。

4 人件費の圧縮

人件費は、歳出の大きな割合を占めているだけでなく、容易に削減できる経費ではないことから、人件費の増大は財政構造の硬直化につながります。
今後の特別区民税収入の見通しは、大変厳しいものとなることが予想されていることから、引き続き不断の取組を行い、人件費の圧縮に努めていきます。

○ 職員定数の見直し

区では、平成 18 年 12 月に「第２次港区職員定数配置計画」を策定し、19 年度から 28 年度までの 10 年間で 360 人の職員定数の削減に取り組んでいます。

23 年度までの５年間に 275 人の職員定数の削減を達成しました。引き続き、計画の前倒しを含め、計画の着実な実施に取り組み、人件費の抑制に努めていきます。

職員の現員数と第２次港区職員定数配置計画実施状況（削減数累計）

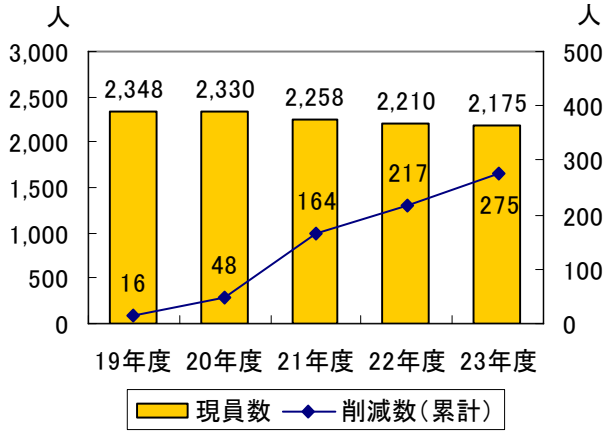

※出典:「特別区現員調査」より

人件費決算額の推移（普通会計）

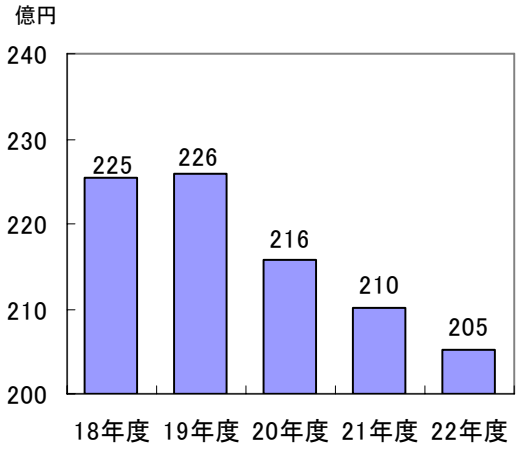

○ 外郭団体の人件費に対する補助金の見直し

外郭団体への補助金は、管理運営費（人件費、一般管理費等）に対する補助金の割合が高い状況にあります。

こうしたことから、外郭団体に係る人件費についても、団体の給与水準や職員数について、適切に精査するとともに、段階的な縮小について、検討していきます。

○ 時間外勤務手当削減の取組強化

東日本大震災の発生による福島第一原子力発電所の事故により、今後数年間にわたって、電力供給不足が生じることが予想されます。

これを機会に一層の業務の効率化や業務改善を図るとともに、ノー残業デーやエンジョイマイライフ週間の取組によりワークライフバランスを推進することで、時間外勤務手当の削減に取り組んでいきます。

5 区財政に関する情報の提供と活用

1 区財政に関する情報の充実と活用

区では、平成 11 年度決算から港区財政レポートを発行し、企業会計手法による区の財政状況の分析を行い、公表しています。

これまで、土地、建物、道路等の価額評価を行い、21 年度決算からこれらの資産情報を反映した財務書類を作成・公表するなど、内容を充実させてきました。

今後は、財務書類への未計上資産の整理を進め、区財政に関する情報を更に充実させていくとともに、得られた情報を行財政改革のツールとして活用していくことを検討します。

○ 公会計改革への取組と財政レポート

総務省は、平成 19 年 10 月に「新地方公会計制度実務研究会報告書」を公表し、自治体に対し、企業会計の手法を取り入れた新地方公会計制度を用いた財務書類の作成・公表を要請しました。

区では 20 年度から 21 年度に、「港区の会計制度改革に関する検討委員会」において、新地方公会計制度の整備に関する検討を行ってきました。その後、土地、建物等の資産の価額評価を行い資産情報を整備し、22 年度に港区財政レポートにおいて、新たに「総務省方式改訂モデル」による財務書類を作成・公表しました。

○ 区財政に関する情報の充実及び活用

財務書類に未計上である地上権、ソフトウェア等の無形固定資産の価額評価を進め、資産情報を充実させていくとともに、以下のような取組に反映させていきます。

①財政レポートの内容の充実

未計上資産の整理により、一層実態を反映した区の資産情報を財務書類に計上するとともに、財政状況の分析から見えてくる財政上の課題や取組を掲載するなど、財政レポートの更なる充実を図っていきます。

②区財政に関する情報の区政運営への活用

これまでの公会計手法による分析では把握できなかった施設の減価償却費や退職手当引当金繰入額などの情報を活用することにより、更に詳細な事業のコスト分析が可能となります。企業会計手法により得られた区財政に関する情報を行財政改革のツールとして活用していくことを検討します。

② 区民へのわかりやすい区財政に関する情報の提供

区では、広報みなと、ホームページのほか、予算概要、港区財政レポート等を発行し、区の財政状況や事業内容などを公表しています。

今後は、作成した刊行物等を更に活用するなど、区民への区財政に関する情報提供の方法の充実に努め、区政の透明性、公平性を確保し、区としての説明責任を果たしていきます。

○ 区財政に関する情報提供の取組

・区の財政状況についての住民説明会の開催
・年代別財政レポート（概要版）の作成
・出前講座の実施

○ 検討イメージ

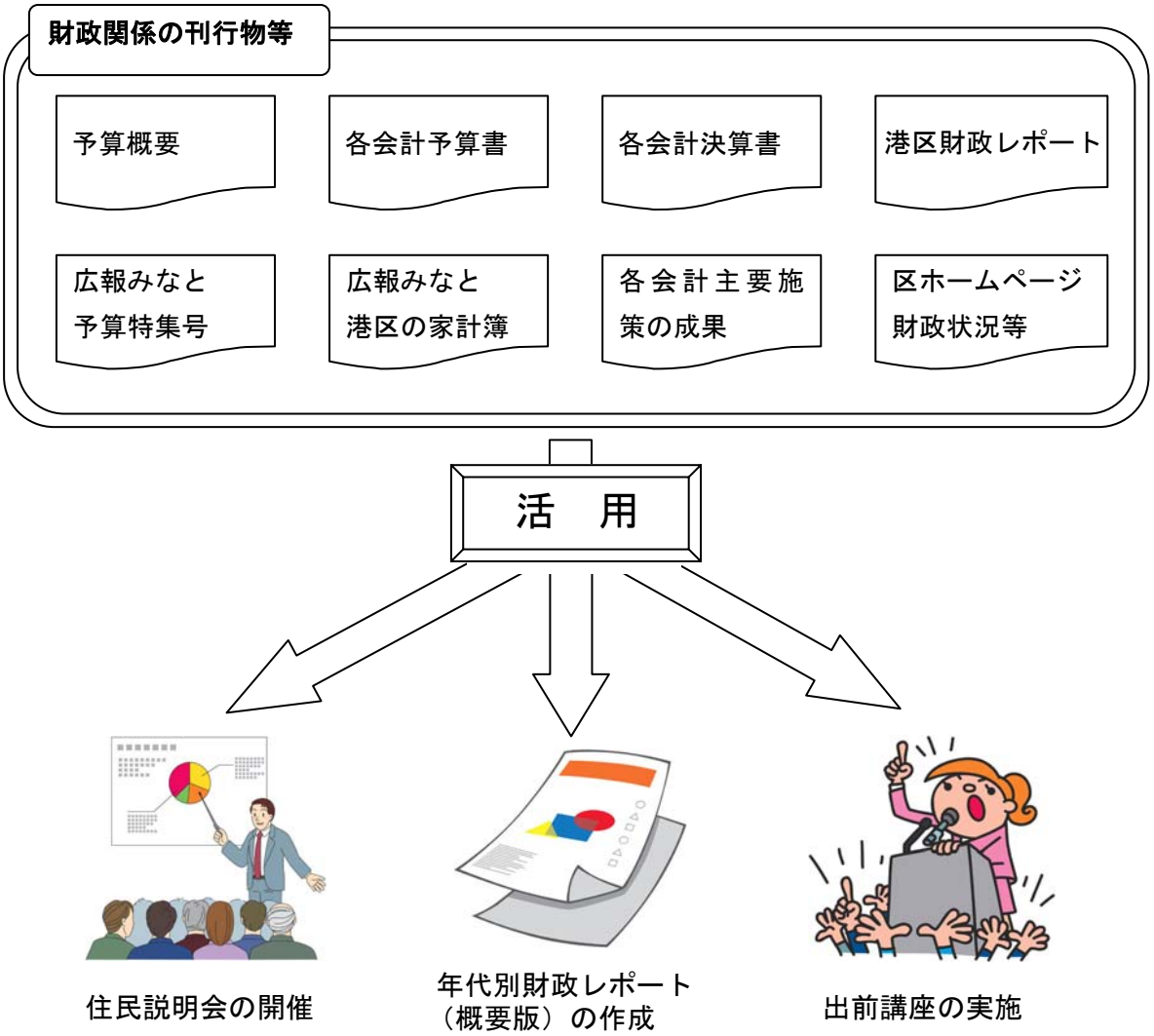

参　考　資　料

・区財政の状況（一般会計決算・普通会計決算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
・歳入（一般会計決算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
・目的別歳出（一般会計決算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
・性質別歳出（一般会計決算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
・基金残高の推移・・ 42
・区債の状況（一般会計決算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
・港区基本計画（後期３年）見直し方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
・東日本大震災を踏まえた平成 23 年度の区政運営の取組について・・ 50

区財政の状況（一般会計決算・普通会計決算）

一般会計決算

区　分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
歳入総額 (A)	92,070	74,498	81,970	83,006	92,255	87,013	85,616
歳出総額 (B)	89,787	71,352	79,547	75,768	88,130	83,863	76,846
形式収支 (A)−(B)=(C)	2,283	3,146	2,423	7,237	4,125	3,150	8,770
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	0	327	27	119	0	0	0
実質収支 (C)−(D)=(E)	2,283	2,819	2,396	7,119	4,125	3,150	8,770
単年度収支	501	535	△ 423	4,723	△ 2,994	△ 975	5,621
実質単年度収支	△ 4,389	589	△ 379	4,737	797	△ 968	5,637

普通会計決算

区　分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
歳入総額 (A)	89,249	71,966	79,820	79,260	88,297	84,938	85,469
歳出総額 (B)	86,965	68,821	77,396	72,023	84,172	81,788	76,699
形式収支 (A)−(B)=(C)	2,283	3,146	2,423	7,237	4,125	3,150	8,770
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	5	337	36	128	5	8	7
実質収支 (C)−(D)=(E)	2,278	2,809	2,387	7,109	4,120	3,142	8,763
単年度収支	500	530	△ 422	4,722	△ 2,990	△ 978	5,621
実質単年度収支	△ 4,391	585	△ 378	4,737	802	△ 971	5,638
実質収支比率	4.5	5.5	4.6	12.6	7.5	5.5	14.6
経常収支比率	94.7	85.9	85.5	78.4	73.4	71.3	67.6
内訳 人件費	46.0	40.1	39.7	37.0	35.8	34.3	31.0
内訳 扶助費	8.7	8.3	8.0	5.2	4.4	4.6	4.4
内訳 公債費	10.3	10.7	11.6	9.3	9.2	9.1	8.5
内訳 物件費	18.4	16.6	15.0	13.6	12.8	13.4	13.2
内訳 その他	11.4	10.1	11.1	13.2	11.1	9.9	10.4
公債費比率	9.7	10.8	11.8	9.9	10.3	9.4	8.4
公債費負担比率	14.4	10.3	11.0	8.9	8.1	8.6	7.9

（単位：百万円、%）

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区分
105,453	129,640	111,033	110,278	125,035	130,559	105,294	歳入総額 (A)
96,521	119,400	104,150	103,462	111,959	120,604	99,259	歳出総額 (B)
8,932	10,239	6,883	6,816	13,077	9,955	6,034	形式収支 (A)−(B)=(C)
0	254	204	0	3,494	292	548	翌年度へ繰り越すべき財源 (D)
8,932	9,985	6,679	6,816	9,583	9,663	5,487	実質収支 (C)−(D)=(E)
162	1,053	△ 3,306	137	2,767	80	△ 4,176	単年度収支
1,560	7,679	△ 396	435	3,148	456	△ 3,897	実質単年度収支

（単位：百万円、%）

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区分	
105,282	129,524	110,948	110,181	124,873	130,456	105,124	歳入総額 (A)	
96,350	119,285	104,065	103,365	111,796	120,501	99,089	歳出総額 (B)	
8,932	10,239	6,883	6,816	13,077	9,955	6,034	形式収支 (A)−(B)=(C)	
12	272	215	0	3,494	292	548	翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	
8,920	9,968	6,668	6,816	9,583	9,663	5,487	実質収支 (C)−(D)=(E)	
157	1,047	△ 3,300	148	2,767	80	△ 4,176	単年度収支	
1,556	7,140	△ 446	447	3,148	456	△ 3,897	実質単年度収支	
14.0	14.9	8.8	9.3	12.2	11.4	7.0	実質収支比率	
70.9	55.9	52.3	62.5	61.1	64.4	73.2	経常収支比率	
29.6	24.3	23.0	25.8	23.6	23.4	24.9	内訳	人件費
4.1	4.5	4.7	5.8	5.8	6.6	8.6		扶助費
13.3	5.0	1.8	1.6	1.5	1.5	1.6		公債費
13.1	12.9	13.7	17.5	18.1	20.6	24.0		物件費
10.8	9.3	9.0	11.6	12.1	12.2	14.0		その他
13.8	5.6	2.0	1.7	1.6	1.5	1.6	公債費比率	
13.2	11.8	5.3	1.4	1.2	1.4	1.5	公債費負担比率	

歳　入（一般会計決算）

区分		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度	
一般財源	特別区税	39,335		39,178		38,422		40,792		44,322		47,028	
		42.7	13.6	52.6	△ 0.4	46.9	△ 1.9	49.1	6.2	48.0	8.7	54.0	6.1
	うち特別区民税	34,384		34,433		33,280		35,513		39,178		42,107	
		37.3	12.9	46.2	0.1	40.6	△ 3.3	42.8	6.7	42.5	10.3	48.4	7.5
	地方譲与税	2,182		539		549		557		553		555	
		2.4	△ 58.1	0.7	△ 75.3	0.7	1.9	0.7	1.5	0.6	△ 0.7	0.6	0.4
	利子割交付金	1,094		927		854		2,188		2,319		955	
		1.2	△ 14.6	1.2	△ 15.3	1.0	△ 7.9	2.6	156.2	2.5	6.0	1.1	△ 58.8
	配当割交付金												
	株式等譲渡所得割交付金												
	地方消費税交付金	1,875		8,306		7,729		7,971		8,632		7,647	
		2.0	皆増	11.1	343.0	9.4	△ 6.9	9.6	3.1	9.4	8.3	8.8	△ 11.4
	自動車取得税交付金	835		703		617		637		657		581	
		0.9	△ 8.7	0.9	△ 15.8	0.8	△ 12.2	0.8	3.2	0.7	3.1	0.7	△ 11.6
	交通安全対策特別交付金	57		59		60		52		56		58	
		0.1	0.0	0.1	3.5	0.1	1.7	0.1	△ 13.3	0.1	7.7	0.1	3.6
	地方特例交付金					2,469		3,128		3,351		3,837	
						3.0	皆増	3.8	26.7	3.6	7.1	4.4	14.5
	特別区交付金	1,743		836		1,251		4,521		1,581		419	
		1.9	△ 42.4	1.1	△ 52.0	1.5	49.6	5.4	261.4	1.7	△ 65.0	0.5	△ 73.5
	繰越金	891		1,142		1,736		1,225		3,678		2,062	
		1.0	△ 18.4	1.5	28.2	2.1	52.0	1.5	△ 29.4	4.0	200.2	2.4	△ 43.9
	小計	48,012		51,690		53,687		61,072		65,149		63,144	
		52.1	3.9	69.4	7.7	65.5	3.9	73.6	13.8	70.6	6.7	72.6	△ 3.1
特定財源	分担金及び負担金	1,255		1,354		1,410		930		992		921	
		1.4	1.5	1.8	7.9	1.7	4.1	1.1	△ 34.0	1.1	6.7	1.1	△ 7.2
	使用料及び手数料	2,193		2,655		2,516		4,457		4,646		4,928	
		2.4	13.0	3.6	21.1	3.1	△ 5.2	5.4	77.1	5.0	4.2	5.7	6.1
	国庫支出金	5,354		5,102		7,263		4,695		6,466		7,219	
		5.8	12.9	6.8	△ 4.7	8.9	42.4	5.7	△ 35.4	7.0	37.7	8.3	11.6
	都支出金	2,243		2,332		2,900		3,664		4,038		5,879	
		2.4	△ 9.1	3.1	4.0	3.5	24.4	4.4	26.3	4.4	10.2	6.8	45.6
	財産収入	376		450		3,118		121		4,299		167	
		0.4	△ 10.7	0.6	19.7	3.8	592.9	0.1	△ 96.1	4.7	3,452.9	0.2	△ 96.1
	寄附金	3,437		1,303		4,339		1,342		1,080		1,656	
		3.7	△ 70.7	1.7	△ 62.1	5.3	233.0	1.6	△ 69.1	1.2	△ 19.5	1.9	53.3
	繰入金	15,366		1,888		1,317		1,175		507		997	
		16.7	95.0	2.5	△ 87.7	1.6	△ 30.2	1.4	△ 10.8	0.5	△ 56.9	1.1	96.6
	諸収入	5,280		5,177		4,933		5,078		4,720		1,850	
		5.7	15.9	6.9	△ 2.0	6.0	△ 4.7	6.1	2.9	5.1	△ 7.1	2.1	△ 60.8
	特別区債	8,555		2,548		487		472		358		252	
		9.3	83.6	3.4	△ 70.2	0.6	△ 80.9	0.6	△ 3.1	0.4	△ 24.2	0.3	△ 29.6
	小計	44,058		22,807		28,283		21,934		27,106		23,869	
		47.9	11.1	30.6	△ 48.2	34.5	24.0	26.4	△ 22.4	29.4	23.6	27.4	△ 11.9
合計		92,070		74,498		81,970		83,006		92,255		87,013	
		100.0	7.2	100.0	△ 19.1	100.0	10.0	100.0	1.3	100.0	11.1	100.0	△ 5.7

上段：決算額（百万円）　　下段：構成比（%）、増減率（%）

15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
48,641		51,990		59,878		67,379		61,745		66,985		66,101		59,137	
56.8	3.4	49.3	6.9	46.2	15.2	60.7	12.5	56.0	△ 8.4	53.6	8.5	50.6	△ 1.3	56.2	△ 10.5
43,375		46,272		53,877		61,412		56,033		61,879		61,380		54,200	
50.7	3.0	43.9	6.7	41.6	16.4	55.3	14.0	50.8	△ 8.8	49.5	10.4	47.0	△ 0.8	51.5	△ 11.7
582		885		1,167		1,164		602		561		525		509	
0.7	4.9	0.8	52.1	0.9	31.9	1.0	△ 0.2	0.5	△ 48.3	0.4	△ 6.7	0.4	△ 6.4	0.5	△ 3.1
799		732		715		846		1,266		1,075		859		871	
0.9	△ 16.3	0.7	△ 8.4	0.6	△ 2.3	0.8	18.3	1.1	49.7	0.9	△ 15.1	0.7	△ 20.1	0.8	1.4
		191		342		504		622		313		260		329	
		0.2	皆増	0.3	79.1	0.5	47.5	0.6	23.4	0.3	△ 49.6	0.2	△ 16.9	0.3	26.5
		204		513		468		447		112		111		102	
		0.2	皆増	0.4	151.5	0.4	△ 8.9	0.4	△ 4.3	0.1	△ 75.0	0.1	△ 0.5	0.1	△ 8.2
8,711		9,798		9,072		9,554		9,732		9,773		10,408		10,390	
10.2	13.9	9.3	12.5	7.0	△ 7.4	8.6	5.3	8.8	1.9	7.8	0.4	8.0	6.5	9.9	△ 0.2
714		644		682		716		633		562		271		304	
0.8	22.9	0.6	△ 9.8	0.5	5.9	0.6	5.0	0.6	△ 11.5	0.4	△ 11.2	0.2	△ 51.8	0.3	12.1
63		61		56		62		62		55		54		54	
0.1	8.6	0.1	△ 3.2	0.0	△ 8.2	0.1	9.5	0.1	0.0	0.0	△ 10.9	0.0	△ 1.1	0.1	△ 1.4
4,315		4,547		4,740		4,836		1,230		1,310		1,394		349	
5.0	12.5	4.3	5.4	3.7	4.2	4.4	2.0	1.1	△ 74.6	1.0	6.5	1.1	6.4	0.3	△ 75.0
354		415		412		556		7,718		8,793		2,179		2,306	
0.4	△ 15.5	0.4	17.2	0.3	△ 0.7	0.5	35.0	7.0	1,287.0	7.0	13.9	1.7	△ 75.2	2.2	5.8
1,575		4,385		4,466		5,247		3,543		3,408		8,285		5,124	
1.8	△ 23.6	4.2	178.4	3.4	1.8	4.7	17.5	3.2	△ 32.5	2.7	△ 3.8	6.3	143.1	4.9	△ 38.2
65,755		73,852		82,044		91,332		87,602		92,948		90,449		79,475	
76.8	4.1	70.0	12.3	63.3	11.1	82.3	11.3	79.4	△ 4.1	74.3	6.1	69.3	△ 2.7	75.5	△ 12.1
870		854		858		873		963		901		890		888	
1.0	△ 5.5	0.8	△ 1.8	0.7	0.5	0.8	1.7	0.9	10.3	0.7	△ 6.4	0.7	△ 1.2	0.8	△ 0.2
3,802		3,999		4,001		4,104		4,351		4,869		4,762		5,000	
4.4	△ 22.8	3.8	5.2	3.1	0.1	3.7	2.6	3.9	6.0	3.9	11.9	3.6	△ 2.2	4.7	5.0
5,607		6,309		6,136		6,066		7,674		10,698		8,322		8,538	
6.5	△ 22.3	6.0	12.5	4.7	△ 2.7	5.5	△ 1.1	7.0	26.5	8.6	39.4	6.4	△ 22.2	8.1	2.6
3,504		3,845		4,047		3,937		3,329		3,916		4,007		4,936	
4.1	△ 40.4	3.6	9.7	3.1	5.3	3.5	△ 2.7	3.0	△ 15.4	3.1	17.6	3.1	2.3	4.7	23.2
2,187		3,387		912		606		944		7,971		1,052		1,062	
2.6	1,209.6	3.2	54.9	0.7	△ 73.1	0.5	△ 33.5	0.9	55.7	6.4	744.5	0.8	△ 86.8	1.0	0.9
1,819		2,598		209		1,439		243		838		306		605	
2.1	9.8	2.5	42.8	0.2	△ 92.0	1.3	589.0	0.2	△ 83.1	0.7	244.8	0.2	△ 63.5	0.6	97.6
464		8,703		24,744		493		3,014		1,000		18,134		2,547	
0.5	△ 53.5	8.3	1,775.6	19.1	184.3	0.4	△ 98.0	2.7	511.6	0.8	△ 66.8	13.9	1,714.0	2.4	△ 86.0
1,607		1,905		6,689		2,184		2,159		1,894		2,638		2,243	
1.9	△ 13.1	1.8	18.5	5.2	251.1	2.0	△ 67.4	2.0	△ 1.1	1.5	△ 12.3	2.0	39.3	2.1	△ 15.0
—		—		—		—		—		—		—		—	
—	皆減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19,861		31,601		47,596		19,702		22,677		32,087		40,111		25,819	
23.2	△ 16.8	30.0	59.1	36.7	50.6	17.7	△ 58.6	20.6	15.1	25.7	41.5	30.7	25.0	24.5	△ 35.6
85,616		105,453		129,640		111,033		110,278		125,035		130,559		105,294	
100.0	△ 1.6	100.0	23.2	100.0	22.9	100.0	△ 14.4	100.0	△ 0.7	100.0	13.4	100.0	4.4	100.0	△ 19.4

目的別歳出（一般会計決算）

区　　分	9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度	
議　会　費	689		685		619		597		666		670	
	0.8	△ 2.5	1.0	△ 0.6	0.8	△ 9.6	0.8	△ 3.6	0.8	11.6	0.8	0.6
総　務　費	14,017		14,366		12,287		13,181		12,910		15,201	
	15.6	16.7	20.1	2.5	15.4	△ 14.5	17.4	7.3	14.6	△ 2.1	18.1	17.7
環境清掃費									4,672		4,457	
									5.3	皆増	5.3	△ 4.6
都市環境費	7,478		3,485		6,183		9,476					
	8.3	76.9	4.9	△ 53.4	7.8	77.4	12.5	53.3				
民　生　費	34,316		24,485		26,472		23,671		23,854		23,688	
	38.2	29.5	34.3	△ 28.6	33.3	8.1	31.2	△ 10.6	27.1	0.8	28.2	△ 0.7
衛　生　費	3,422		3,164		2,913		2,811		2,827		2,760	
	3.8	△ 0.2	4.4	△ 7.5	3.7	△ 7.9	3.7	△ 3.5	3.2	0.6	3.3	△ 2.4
産業経済費	910		2,393		2,337		1,179		1,202		1,086	
	1.0	△ 47.9	3.4	163.0	2.9	△ 2.3	1.6	△ 49.6	1.4	2.0	1.3	△ 9.7
土　木　費	8,070		5,213		6,134		5,269		13,695		13,777	
	9.0	△ 55.5	7.3	△ 35.4	7.7	17.7	7.0	△ 14.1	15.5	159.9	16.4	0.6
教　育　費	9,959		9,582		11,794		9,557		9,947		11,279	
	11.1	△ 9.0	13.4	△ 3.8	14.8	23.1	12.6	△ 19.0	11.3	4.1	13.4	13.4
公　債　費	8,394		5,504		6,139		6,216		6,251		6,132	
	9.3	102.4	7.7	△ 34.4	7.7	11.5	8.2	1.3	7.1	0.6	7.3	△ 1.9
諸支出金	2,532		2,475		4,670		3,812		12,106		4,812	
	2.8	13.2	3.5	△ 2.3	5.9	88.7	5.0	△ 18.4	13.7	217.6	5.7	△ 60.3
合　計	89,787		71,352		79,547		75,768		88,130		83,863	
	100.0	6.8	100.0	△ 20.5	100.0	11.5	100.0	△ 4.8	100.0	16.3	100.0	△ 4.8

上段：決算額（百万円）　　下段：構成比（%）、増減率（%）

15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
627		626		617		611		643		669		663		655	
0.8	△ 6.4	0.6	△ 0.2	0.5	△ 1.4	0.6	△ 1.1	0.6	5.4	0.6	4.0	0.5	△ 0.9	0.7	△ 1.2
14,155		16,676		15,460		17,392		22,476		16,741		22,388		19,339	
18.4	△ 6.9	17.3	17.8	12.9	△ 7.3	16.7	12.5	21.7	29.2	15.0	△ 25.5	18.6	33.7	19.5	△ 13.6
4,348		4,536		4,252		5,661		6,225		6,680		5,816		5,924	
5.7	△ 2.4	4.7	4.3	3.6	△ 6.3	5.4	33.1	6.0	10.0	6.0	7.3	4.8	△ 12.9	6.0	1.9
21,658		24,994		44,728		27,647		25,281		29,159		40,896		35,909	
28.2	△ 8.6	25.9	15.4	37.5	79.0	26.5	△ 38.2	24.4	△ 8.6	26.0	15.3	33.9	40.2	36.2	△ 12.2
2,766		2,938		2,839		3,124		3,359		3,571		4,589		4,332	
3.6	0.2	3.0	6.2	2.4	△ 3.4	3.0	10.0	3.2	7.5	3.2	6.3	3.8	28.5	4.4	△ 5.6
1,339		1,358		1,451		1,492		1,587		1,796		2,499		3,058	
1.7	23.3	1.4	1.4	1.2	6.8	1.4	2.8	1.5	6.4	1.6	13.1	2.1	39.2	3.1	22.4
9,936		16,347		19,482		14,257		18,415		18,205		13,348		12,372	
12.9	△ 27.9	16.9	64.5	16.3	19.2	13.7	△ 26.8	17.8	29.2	16.3	△ 1.1	11.1	△ 26.7	12.5	△ 7.3
9,279		11,378		15,587		16,325		15,864		19,557		28,482		15,869	
12.1	△ 17.7	11.8	22.6	13.1	37.0	15.7	4.7	15.3	△ 2.8	17.5	23.3	23.6	45.6	16.0	△ 44.3
6,008		11,730		12,194		5,776		1,572		1,555		1,548		1,523	
7.8	△ 2.0	12.2	95.2	10.2	4.0	5.5	△ 52.6	1.5	△ 72.8	1.4	△ 1.1	1.3	△ 0.5	1.5	△ 1.6
6,729		5,938		2,791		11,866		8,039		14,027		376		279	
8.8	39.8	6.2	△ 11.8	2.3	△ 53.0	11.4	325.2	7.8	△ 32.2	12.5	74.5	0.3	△ 97.3	0.3	△ 25.8
76,846		96,521		119,400		104,150		103,462		111,959		120,604		99,259	
100.0	△ 8.4	100.0	25.6	100.0	23.7	100.0	△ 12.8	100.0	△ 0.7	100.0	8.2	100.0	7.7	100.0	△ 17.7

性質別歳出（一般会計決算）

区分		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度	
義務的経費	人件費	23,751		22,770		23,216		25,037		24,269		23,775	
		26.5	2.8	31.9	△ 4.1	29.2	2.0	33.0	7.8	27.5	△ 3.1	28.3	△ 2.0
	扶助費	8,439		8,846		9,711		7,400		7,512		7,533	
		9.4	7.0	12.4	4.8	12.2	9.8	9.8	△ 23.8	8.5	1.5	9.0	0.3
	公債費	8,392		5,500		6,135		6,210		6,247		6,129	
		9.3	104.1	7.7	△ 34.5	7.7	11.5	8.2	1.2	7.1	0.6	7.3	△ 1.9
	小計	40,582		37,117		39,061		38,646		38,028		37,437	
		45.2	15.6	52.0	△ 8.5	49.1	5.2	51.0	△ 1.1	43.1	△ 1.6	44.6	△ 1.6
投資的経費	補助事業費	3,494		1,236		2,341		1,862		4,184		6,352	
		3.9	20.1	1.7	△ 64.6	2.9	89.4	2.5	△ 20.5	4.7	124.7	7.6	51.8
	単独事業費	14,890		6,237		6,045		3,810		5,064		8,752	
		16.6	△ 20.0	8.7	△ 58.1	7.6	△ 3.1	5.0	△ 37.0	5.7	32.9	10.4	72.8
	受託事業費	382		294		233		216		287		270	
		0.4	2.1	0.4	△ 23.0	0.3	△ 20.7	0.3	△ 7.3	0.3	32.9	0.3	△ 5.9
	小計	18,766		7,768		8,619		5,888		9,535		15,375	
		20.9	△ 14.3	10.9	△ 58.6	10.8	11.0	7.8	△ 31.7	10.8	61.9	18.3	61.2
その他の経費	物件費	15,172		15,052		14,753		16,435		16,537		13,099	
		16.9	△ 3.0	21.1	△ 0.8	18.5	△ 2.0	21.7	11.4	18.8	0.6	15.6	△ 20.8
	維持補修費	616		736		770		1,038		984		941	
		0.7	△ 12.5	1.0	19.5	1.0	4.6	1.4	34.8	1.1	△ 5.2	1.1	△ 4.4
	補助費等	3,764		3,885		4,544		4,809		4,772		4,711	
		4.2	△ 5.5	5.4	3.2	5.7	17.0	6.3	5.8	5.4	△ 0.8	5.6	△ 1.3
	積立金	4,903		4,168		8,962		4,716		12,623		7,910	
		5.5	68.5	5.8	△ 15.0	11.3	115.0	6.2	△ 47.4	14.3	167.7	9.4	△ 37.3
	投資及び出資金	11		102		—		18		—		20	
		0.0	△ 99.3	0.1	827.3	—	皆減	0.0	皆増	—	皆減	0.0	皆増
	貸付金	4,046		364		337		1,339		2,244		335	
		4.5	5,938.8	0.5	△ 91.0	0.4	△ 7.4	1.8	297.3	2.5	67.6	0.4	△ 85.1
	繰出金	1,927		2,161		2,500		2,880		3,406		4,036	
		2.1	△ 11.5	3.0	12.1	3.1	15.7	3.8	15.2	3.9	18.3	4.8	18.5
	小計	30,439		26,467		31,867		31,234		40,567		31,051	
		33.9	12.4	37.1	△ 13.0	40.1	20.4	41.2	△ 2.0	46.0	29.9	37.0	△ 23.5
合計		89,787		71,352		79,547		75,768		88,130		83,863	
		100.0	6.8	100.0	△ 20.5	100.0	11.5	100.0	△ 4.8	100.0	16.3	100.0	△ 4.8

上段：決算額（百万円）　　下段：構成比（%）、増減率（%）

15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
22,907		22,579		21,833		22,587		22,633		21,603		21,041		20,535	
29.8	△ 3.7	23.4	△ 1.4	18.3	△ 3.3	21.7	3.5	21.9	0.2	19.3	△ 4.6	17.4	△ 2.6	20.7	△ 2.4
8,146		8,254		8,795		9,196		9,812		10,128		11,032		14,692	
10.6	8.1	8.6	1.3	7.4	6.6	8.8	4.6	9.5	6.7	9.0	3.2	9.1	8.9	14.8	33.2
6,005		11,315		10,991		5,324		1,572		1,555		1,547		1,523	
7.8	△ 2.0	11.7	88.4	9.2	△ 2.9	5.1	△ 51.6	1.5	△ 70.5	1.4	△ 1.1	1.3	△ 0.5	1.5	△ 1.6
37,059		42,148		41,619		37,106		34,017		33,285		33,620		36,750	
48.2	△ 1.0	43.7	13.7	34.9	△ 1.3	35.6	△ 10.8	32.9	△ 8.3	29.7	△ 2.2	27.9	1.0	37.0	9.3
1,876		4,247		3,376		3,213		5,371		4,941		7,745		2,958	
2.4	△ 70.5	4.4	126.4	2.8	△ 20.5	3.1	△ 4.8	5.2	67.2	4.4	△ 8.0	6.4	56.7	3.0	△ 61.8
6,628		10,044		35,472		14,082		9,624		23,007		35,532		15,427	
8.6	△ 24.3	10.4	51.5	29.7	253.2	13.5	△ 60.3	9.3	△ 31.7	20.5	139.1	29.5	54.4	15.5	△ 56.6
235		182		158		122		125		151		72		78	
0.3	△ 13.0	0.2	△ 22.6	0.1	△ 13.2	0.1	△ 23.2	0.1	3.2	0.1	20.0	0.1	△ 51.8	0.1	8.2
8,739		14,473		39,005		17,417		15,121		28,098		43,350		18,463	
11.4	△ 43.2	15.0	65.6	32.7	169.5	16.7	△ 55.3	14.6	△ 13.2	25.1	85.8	35.9	54.3	18.6	△ 57.4
13,100		13,798		15,074		17,044		19,097		21,043		25,691		26,694	
17.0	0.0	14.3	5.3	12.6	9.2	16.4	13.1	18.5	12.0	18.8	10.2	21.3	22.1	26.9	3.9
887		1,153		1,050		977		1,226		1,293		1,237		1,307	
1.2	△ 5.7	1.2	30.0	0.9	△ 8.9	0.9	△ 6.9	1.2	25.4	1.2	5.5	1.0	△ 4.3	1.3	5.7
4,866		5,583		6,632		6,492		6,348		6,999		10,946		8,911	
6.3	3.3	5.8	14.7	5.6	18.8	6.2	△ 2.1	6.1	△ 2.2	6.3	10.3	9.1	56.4	9.0	△ 18.6
7,148		14,245		10,803		19,202		17,439		16,059		574		755	
9.3	△ 9.6	14.8	99.3	9.0	△ 24.2	18.4	77.7	16.9	△ 9.2	14.3	△ 7.9	0.5	△ 96.4	0.8	31.4
—		80		80		80		—		13		—		—	
—	皆減	0.1	皆増	0.1	0.0	0.1	0.0	—	皆減	0.0	皆増	—	皆減	—	—
609		500		477		582		5,592		501		520		531	
0.8	81.8	0.5	△ 17.9	0.4	△ 4.6	0.6	21.9	5.4	860.7	0.4	△ 91.0	0.4	3.6	0.5	2.2
4,437		4,541		4,660		5,250		4,623		4,666		4,666		5,848	
5.8	9.9	4.7	2.3	3.9	2.6	5.0	12.7	4.5	△ 11.9	4.2	0.9	3.9	△ 0.0	5.9	25.3
31,048		39,900		38,776		49,627		54,324		50,575		43,635		44,046	
40.4	△ 0.0	41.3	28.5	32.5	△ 2.8	47.6	28.0	52.5	9.5	45.2	△ 6.9	36.2	△ 13.7	44.4	0.9
76,846		96,521		119,400		104,150		103,462		111,959		120,604		99,259	
100.0	△ 8.4	100.0	25.6	100.0	23.7	100.0	△ 12.8	100.0	△ 0.7	100.0	8.2	100.0	7.7	100.0	△ 17.7

基金残高の推移

区　　分	設置年度	９年度	10年度	11年度	12年度	13年度
財政調整基金	積立額	1,001	1,196	1,453	1,212	7,351
	取崩額	5,000				
	Ｓ．４７	7,530	8,726	10,179	11,392	18,742
減債基金	Ｈ．８	3,208	4,687	4,959	7,390	7,473
公共施設等整備基金	Ｓ．４０	11,823	12,133	14,670	16,037	22,387
定住促進基金	Ｈ．３	985	1,195	3,684	3,519	3,726
中小企業融資基金	Ｓ．３９	3,100	2,500	2,500	2,500	2,500
中小企業融資利子補給基金	Ｈ．１０		1,000	1,502	1,505	1,508
高齢者安心定住基金	Ｈ．３	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044
奨学基金	Ｓ．３９	116	116	116	116	116
教育施設整備基金	Ｓ．３９	918	588	1,088	1,088	2,819
高齢者在宅福祉基金	Ｈ．８	100	100	100	100	100
震災対策基金	Ｈ．９	2,080	2,357	2,361	2,364	2,370
介護保険給付準備基金	Ｈ．１２				92	301
みなとパートナーズ基金	Ｈ．１５					
子育て王国基金	Ｈ．１６					
高齢者福祉施設等整備基金	Ｈ．１６					
地球温暖化等対策基金	Ｈ．１８					
安全安心施設対策基金	Ｈ．１９					
文化芸術振興基金	Ｈ．１９					
介護従事者処遇改善臨時特例基金	Ｈ．２０					
その他の基金		120		1,298	347	
年度末残高計		31,024	34,446	43,501	47,494	63,087
年度末残高対一般財源比率		64.6	66.6	81.0	77.8	96.8

（参　考）運　用　基　金

公共用地買収基金	Ｓ．４８	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
公益質屋貸付基金	Ｓ．４１	25	25	25	廃止	
用品調達基金	Ｓ．３９	20	20	20	20	20
国民健康保険高額療養資金及び出産費資金貸付基金	Ｈ．３	25	25	25	25	25
年度末残高計		4,070	4,070	4,070	4,045	4,045

（単位:百万円、%）

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
2,070	1,591	4,409	4,517	5,142	3,638	3,790	5,168	5,111
20,812	22,403	26,812	31,329	36,471	40,109	43,899	49,067	54,178
7,646	7,750	2,023	2,024	2,028	廃止			
24,800	28,664	29,633	11,699	23,412	31,142	44,787	40,745	40,745
3,350	3,250	5,590	10,590	11,827	11,827	12,463	11,268	10,011
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
1,508	1,508	1,508	1,508	1,509	1,510	1,515	1,522	1,526
1,044	1,044	1,043	1,037	1,033	1,028	947	877	833
116	116	116	123	124	124	124	68	23
5,038	7,782	9,766	10,249	15,322	18,635	18,935	8,566	8,566
100	100	100	100	100	100	100	99	90
4,846	4,848	6,813	6,816	6,696	6,743	6,788	6,804	6,815
341	237	54	0	137	303	492	723	486
	95	91	86	83	79	75	81	77
		993	769	522	273	223	162	102
		3,001	1,703	1,640	1,650	1,486	0	0
				969	1,794	2,565	2,348	2,137
					2,536	2,167	1,790	1,522
					1,951	1,893	1,804	1,723
						147	95	47
72,102	80,298	90,044	80,534	104,374	122,304	141,108	128,519	131,380
114.2	122.1	121.9	98.2	114.3	139.6	151.8	142.1	165.3

4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
20	20	20	廃止					
25	25	25	30	30	30	30	30	30
4,045	4,045	4,045	4,030	4,030	4,030	4,030	4,030	4,030

区債の状況（一般会計決算）

（単位：百万円、%）

区　　分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
年度末区債残高	59,664	59,060	55,647	51,980	47,978	43,811	39,339
区債発行額	8,555	2,548	487	472	358	252	0
公債費	8,392	5,500	6,135	6,210	6,247	6,129	6,005
うち元金償還額	5,829	3,151	3,900	4,139	4,360	4,419	4,472
うち利子償還額	2,562	2,349	2,234	2,070	1,888	1,710	1,533
残高対一般財源比率	124.3	114.3	103.7	85.1	73.6	69.4	59.8
起債依存度	9.3	3.4	0.6	0.6	0.4	0.3	0.0
公債費比率	9.7	10.8	11.8	9.9	10.3	9.4	8.4
公債費負担比率	14.4	10.3	11.0	8.9	8.1	8.6	7.9

（単位：百万円、%）

区　　分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
年度末区債残高	29,295	19,141	14,265	13,040	11,801	10,537	9,265
区債発行額	0	0	0	0	0	0	0
公債費	11,315	10,991	5,324	1,572	1,555	1,547	1,523
うち元金償還額	10,044	10,155	4,875	1,225	1,239	1,264	1,272
うち利子償還額	1,272	836	449	347	315	284	251
残高対一般財源比率	39.7	23.3	15.6	14.9	12.7	11.6	11.7
起債依存度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公債費比率	13.8	5.6	2.0	1.7	1.6	1.5	1.6
公債費負担比率	13.2	11.8	5.3	1.4	1.2	1.4	1.5

（注）　公債費比率及び公債費負担比率は、普通会計ベース

平成 23 年 6 月 20 日
企　画　経　営　部

港区基本計画（後期３年）見直し方針

第１　見直しにあたって

港区基本計画は、港区基本構想（平成 14 年 12 月）に掲げる港区の将来像「やすらぎある世界都心・ＭＩＮＡＴＯ」の実現に向け、長期的展望に立って、区が取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにしたものであり、区政のあらゆる分野で計画的に行財政運営を推進する際の指針となる最上位計画です。

現行の基本計画は、「人にやさしい創造的な地域社会の実現」を掲げ、平成 21 年度から平成 26 年度の 6 か年を計画期間とし、前期（平成 21 年度から平成 23 年度）と後期（平成 24 年度から平成 26 年度）に計画期間を区分して策定しました。

今般、港区基本計画前期の進捗、実績を踏まえて後期 3 年の計画を見直すとともに、あわせて実施計画（平成 24 年度から平成 26 年度）を策定し、各年度の予算編成や事業執行の指針とします。

一方、本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、区は、区民の不安を取り除き、信頼に応えるため、あらゆる施策を総合的に実施していく必要があります。

このような状況を踏まえ、基本計画（後期 3 年）見直しにおいては、区政運営の今後 3 年間の方向性を区民に示すとともに、区民の安全・安心の確保を最優先とする観点から抜本的な見直しを行います。

第２　区を取り巻く社会経済情勢の変化

１　国の状況

近年、我が国の経済は平成 20 年のリーマンショック後の経済危機を克服し、企業の業績回復、外需の効果により緩やかな回復基調にありました。

しかしながら、東日本大震災の影響により、企業の生産活動が落ち込み、個人の消費マインドが回復しない状況にあります。平成 23 年度の実質ＧＤＰ成長率は平成 22 年度と比較して大幅に落ち込み、平成 24 年度に再び上昇すると予想されますが、日本経済の先行きは楽観視できない不透明な状況にあります。

また、政府はこれまで「環境と経済の両立」を実現するとして、平成 32 年に温室効果ガスを平成 2 年比で 25%削減する目標を掲げてきましたが、大震災を踏まえて、自然エネルギー活用の更なる推進など、エネルギー政策の転換が予測されます。

一方、我が国の人口は平成 19 年をピークに減少に転じており、また、今後少子高齢化が進んでいくと予想されています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 22 年、20 歳～64 歳の人口が 65 歳以上の人口の 2.6 倍であるのに対して、平成 37 年は 1.8 倍まで割合が下がると予想しており、人口減少と少子高齢化が我が国に与える影響を注視していく必要があります。

このほか、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、「地方自治法の一部を改正する法律」、「国と地方の協議の場に関する法律」の成立や新学習指導要領の全面実施など、基礎自治体を取り巻く環境がめまぐるしく変化しています。

２　東京都の状況

平成 17 年の国勢調査を元にした「東京都男女年齢（5 歳階級）別人口の予測」では、東京都の人口は、平成 22 年に 1,296 万人を超えた後、平成 27 年にピークを迎えて（1,308 万人）、以後減少する見込みとなっています。

こうした中、東京都では「10 年後の東京」実行プログラム 2011 で 8 つの目標と 26 の施策の実行を掲げるほか、雇用のミスマッチ解消や保育サービスの拡充、局所豪雨対策など緊急重点事業に取り組むとともに、官民の垣根を越えた取組みを行うこととしています。

また、これまでも東京都と特別区において都区制度のあり方について議論を重ねてきましたが、特別区への権限移譲、児童相談所の移管、財政調整制度など、都区制度において今後さらに検討を進めていくべき課題があります。

３　港区の状況

(1) 人口動向

港区の人口は、基本計画の最終計画年度である平成 26 年度には約 21 万 3 千人となる見通しです。人口は引き続き増加傾向で推移するものと推計していますが、増加の割合は、現行計画における人口推計に比べて緩やかになる見通しです。年齢別の人口推計では、年少人口が緩やかな増加傾向にあり、老年人口は全国的な高齢化の趨勢と同様に増加し続ける見通しである一方、生産年齢人口は横ばいに推移する見込みです。

地区別の人口推計では、芝地区で安定した伸びが見込まれるほか、平成 22 年まで急激な増加傾向にあった芝浦港南地区の人口の伸びが緩やかとなり、そのほかの地区では横ばいで推移する見込みです。

(2) 財政状況

区の財政状況は、経常収支比率や財政健全化法に基づく健全化判断比率など各財政指標が良好な数値を示しており、現在のところは健全な状況を維持しています。

しかしながら、長引く景気低迷に加え、東日本大震災の発生で、今後の景気見通しの不透明感がこれまで以上に増し、景気がさらに下振れするリスクが存在することから、歳入の根幹を成す特別区民税収入は、当初の財政計画の予測を超え大幅な減収となる見込みであり、区財政を取り巻く状況は、大変厳しい状況となっています。

今後の区政運営にあたっては、これまで以上に行財政改革に取り組むとともに、限られた財源を最大限効果的に活用することを基本に据えて、簡素で効率的な行財政運営を将来にわたり展開していく必要があります。

(3) まちづくりへの取組み

区民発意のまちづくりに取り組むとともに、道路、公園等の整備や、電線類の地中化など、都市の基盤施設の整備を進めるほか、建築物の耐震化に加え、地区計画や再開発事業等の都市計画諸制度を活用することにより、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

また、区は、区全域の良好な景観が保全・創出され、港区のまちの魅力の向上につながることを目的として、平成 21 年度に港区景観計画を策定し、港区の景観特性に即した、きめ細かな景観施策を展開しています。このほか、平成 22 年度には緑と水の総合計画を改定し、ゆとりやうるおいのあるまちづくりに取り組んでいます。

さらに、平成 22 年 3 月から、日常生活の利便性の向上や区民、来街者等の移動手段を確保するため、コミュニティバス新規路線の実証運行を実施しています。

(4) 災害対策への取組み

平成 22 年度にマンション防災ハンドブックを作成するとともに、平成 23 年度からは防災アドバイザーの派遣を実施し、高層住宅の震災対策促進を図っています。

また、帰宅困難者対策として、品川駅、田町駅周辺の滞留者対策に加え、台場地域を新たに実施エリアに指定して対策を進めています。

(5) 環境問題への対応

地球温暖化の影響は世界規模で深刻化しており、区は、地球温暖化対策地域推進計画を推進し、温室効果ガス削減のために区有施設低炭素化推進や自然エネルギー及び省エネルギー機器利用促進などに取り組んでいます。また、低炭素化社会の実現に向け、「みなと森と水サミット」（平成 21 年から開催、平成 23 年は 23 自治体の首長が参加）の開催や、国内の森林整備と森林吸収による温室効果ガス削減をめざす仕組みの構築により、全国の自治体との連携が進んでいます。

(6) 参画と協働の進展

平成 18 年度から実施した区役所・支所改革による区民との協働の浸透により、各地区区民参画組織の活動等、地域住民の主体的な取組みによる区政への参画と協働が進展し、地域の課題解決のために大きな成果を挙げています。

(7) 自治体間連携の取組み

平成 20 年度に、商店街振興、観光振興の促進を図るため、港区内の 4 つの商店街及び港区が、北海道佐呂間町、山形県舟形町、福島県いわき市、岐阜県郡上市のそれぞれの自治体及び管内の商店街と「商店街友好都市との交流に関する基本協定書」を締結しました。同協定では、商店街振興や観光振興促進だけでなく、災害が協定地域内で発生した場合、相互に応援し、被災した地域の応急活動及び復旧対策の支援・協力を行うこととしています。また、同協定に基づき、小学生や中学生による郡上市との相互訪問などの多様な交流が行われています。

(8) 産業振興の取組み

地域経済の活性化に向け、商店街が行うイベントや施設整備の経費助成を行うなど商店街振興支援の取組みを行っています。区内中小企業に対しては、大学や研究機関、デザイン関連産業等が集積する港区の特長を生かし、新製品・新技術の開発等の支援を行っています。

また、緊急不況対策として、中小企業を対象に、緊急支援融資の拡大や産業交流展へ出展参加する際の支援の拡大、ハローワーク及び東京商工会議所との共催による就職面接会の開催などの取組みを行っています。

(9) 外国人への対応

港区の外国人登録者数は、港区の総人口の約 1 割を占め、区政運営においても影響の大きい存在となっています。区では国際化推進プランを策定し、外国人の暮らしを支援するとともに、港区ならではの国際性豊かな地域社会の構築をめざし、区の国際化を進めています。また、平成 24 年 7 月から「出入国管理及び難民認定法」及び「住民基本台帳法」の改正によって、外国人が住民基本台帳制度の登録対象となるなど、外国人と区との関係は一層密接になります。

(10) 高齢者・障害者福祉対策

今回の人口推計によると、65 歳以上の老年人口は平成 30 年まで一貫して増加する見込みであり、ひとり暮らし高齢者（平成 21 年度 5,979 人、平成 22 年度 5,767 人）等の見守りや災害時要援護者対策の再構築など、地域と連携した高齢者支援の取組みを推進していくとともに、要介護認定者数の増加（平成 21 年度 6,589 人⇒平成 22 年度 7,022 人）を踏まえ、要介護者等への包括的な支援をより一層充実する必要があります。

また、平成 21 年度から、医療的ケアが必要な重症心身障害児が、家族とともに地域社会の中で生活していけるように、重症心身障害児通所事業により必要な療育および保護者への援助を行っています。

(11) 待機児童対策

保育園の待機児童は、認可保育園の新設や既存保育園の改築による定員拡大のほか、緊急暫定保育施設の開設、認証保育所の誘致により、大幅な解消をめざしています。しかし、保育需要は、社会経済状況に左右される側面があり、予断を許さない状況にあります。（平成 23 年 4 月 1 日現在　保育園待機数 265 人）

また、保育園の入園希望の増加と同様に、学童クラブの需要も年々増加しています。緊急暫定を含めた学童クラブの新規開設や既存学童クラブの定員拡大への取組み等、今後も需要の増加に対応が必要です。

(12) 学校教育

本年 4 月からの新学習指導要領による授業時数の増加にあたり、ゆとりある教育課程を編成するための取組みとして、小学校・中学校の土曜授業を月 2 回実施するなど、東京都内でも先進的な取組みを行っています。

また、人口推計では年少人口が緩やかな増加傾向にあることから、今後の学齢人口が増加に推移していくことが見込まれます。

4　みなとタウンフォーラム・各地区区民参画組織の提言

みなとタウンフォーラムと各地区区民参画組織で、港区基本計画後期 3 年の見直しに向けた提言の検討が重ねられており、本年 7 月に区への提言を行う予定です。

5　前期計画の進捗状況

現行計画の前期 3 年における事業計画化事業は、計画策定時の計画どおりに進捗している事業が約 8 割となる見込みです。

第３　東日本大震災の発生による区政への影響

1　東日本大震災を踏まえた平成 23 年度区政運営の取組み

(1) 公共施設整備の見直し

基本計画事業を、防災機能強化の観点と施設整備の時期の観点から、優先的に取り組むものと先送りするものとに区分するとともに、「子育て支援」、「高齢者支援」及び「障害者支援」は優先度の高いものとして十分配慮しつつ、「安全性」、「緊急性」及び「必要性」の観点を判断基準とした施設計画の見直しを行いました。

(2) 事務事業の見直し

平成 23 年度当初予算計上事業について、事業の前倒し実施や執行停止を含め見直しを行いました。あわせて、総合支所、支援部等において事業の優先順位について検討し、行事等の時期、規模等の見直しを行いました。

(3) 緊急防災対策の再構築

地域防災計画の見直しのほか、新たな防災拠点、帰宅困難者対策、防災対策総合条例の検討など、東日本大震災規模の自然災害に備えた緊急防災対策の再構築を行うこととしました。

(4) 節電の取組み

電力供給不足への対応については、港区節電対策基本方針に基づき、国、東京都の取組みを踏まえ、区有施設等における通常使用量の 25%節電や、家庭や個人及び事業者に対する節電・省エネの普及啓発等に取り組んでいます。

(5) 放射能問題への対応

放射能問題への対応については、正確な情報収集及び迅速な情報提供が、区民の不安を払拭することにつながることから、区独自での水道水、大気、土壌の放射線測定

を実施し、ホームページなどで区民にお知らせしています。

2　国の取組み

(1) 自然エネルギーの普及

原子力発電所の事故は、国内の電力供給に多大な影響をもたらす事態となりました。一方で、国内外におけるエネルギー需要は高まっており、国では、太陽光、風力、水力等の自然エネルギーの普及をめざしています。

(2) 震災復興の取組み

国では、東日本大震災からの早期復旧に向け、災害対応公共事業や災害関連融資、地方交付税交付金等の年度内に必要な経費を平成 23 年度補正予算として計上しました。また、被災地域のインフラの復旧や被災者等の負担の軽減を図るため、国税関係法律の臨時特例を定める法律を制定するなど、被災者の生活の平常化に向けた取組みが進められています。

3　東京都の取組み

(1) 都政運営の新たな戦略の策定

都政運営の新たな戦略を策定し（5 月 27 日）、これからの都政運営の方向性を示したうえで、「東京緊急戦略 2011」の策定と補正予算の編成、「東京都防災対応指針（仮称）」の策定、新たな長期ビジョン「2020 年の東京（仮称）」の策定を、東京発展に向けた戦略として掲げています。

(2) 東京緊急対策 2011 の策定

東京緊急対策 2011 を策定し、首都東京の総合力を活用した被災者・被災地支援、電力危機突破のための東京都緊急対策、放射能の不安から都民や事業者を守る、大震災の影響を受けた産業の再生、東京を高度な防災都市へと生まれ変わらせる、を盛り込んでいます。

第４　港区基本計画（後期３年）（平成 24 年度～平成 26 年度）について

東日本大震災は、被災地に未曽有の甚大な被害をもたらし、区の災害対策を根本的に見直すことが不可欠となるとともに、今後の行財政運営に多大な影響を与えています。また、福島第一原子力発電所の放射能事故による電力不足の影響から、自然エネルギーの普及と省エネルギー施策の推進が求められています。さらに、多くの被災者の方が、互いに助け合い、支え合いながら、困難な生活に立ち向かっています。都心・港区においても、改めてこうした地域の絆の大切さが再認識されています。

港区基本計画（後期 3 年）の見直しでは、こうした大震災による影響を踏まえて、3 年後に実現をめざす港区の姿を掲げます。

1　港区基本計画（後期３年）で実現をめざす港区の姿

地域の絆・連帯・支え合いを基盤に、災害に強く、環境にやさしい、活力ある安全・安心なまち 港区

◆区民とともに築く災害に強い港区
◆さらなる低炭素化社会の実現をめざす港区
◆区民の誰もが安全に安心して生活することができる活力ある港区

2　見直しの基本的な考え方

(1) 東日本大震災を受け区民の生命・財産を守る観点から安全・安心を最優先とする見直し

東日本大震災を踏まえ、区民の安全・安心の確保を最優先とし、防災機能の充実・強化、自治体間連携の強化、電力不足によるエネルギー施策の転換への対応などの観点から、施策・事業の抜本的見直しを行い、速やかに実施します。見直しにあたっては、従来の発想に捉われない大胆な姿勢により、緊迫感を持って取り組みます。

(2) みなとタウンフォーラム提言や各地区区民参画組織意見等を反映した見直し

見直しにあたっては、みなとタウンフォーラム及び各地区区民参画組織からの提言の反映に最大限努めます。ただし、施策の優先順位等の観点から提言の反映が困難な場合は、その理由を丁寧かつ明確に説明します。

(3) 現行基本計画を継承した見直し

現行基本計画を継承し、「かがやくまち」「にぎわうまち」「はぐくむまち」の 3 分野に沿って、各施策、事業をベースとして見直します。

(4) 現行財政計画を上限とするとともに新たな財政収支の見通しに基づいた見直し

長引く景気低迷や、東日本大震災の発生による景気見通しの不透明感が、今後の区政の運営に様々な影響を及ぼす可能性があります。こうした状況を踏まえ、後期 3 年の見直しにおける財政フレームは現行計画の財政計画を上限とし、新たな財政収支の見通しに基づいて見直します。

3　見直しの方向性

(1) 防災機能の充実・強化と災害対応能力の向上

東日本大震災規模の自然災害発生時における区民の生命財産を守るため、公共公益施設における防災機能を充実・強化します。事業者に対して民間建築物の耐震化促進等を指導・誘導し、災害に強いまちづくりに取り組みます。

さらに、個人や家庭における災害対応能力の向上や、地域の絆を強め、災害時に事業者や大学等も含めて地域で連携を図ることができるよう、施策を充実します。また、災害時の区の対応が迅速に行えるよう、体制を強化するとともに、訓練の充実などにより職員の災害対応能力の向上を図ります。

(2) 災害時における自治体間連携の強化・推進

東日本大震災においては、都内水道水からの放射性ヨウ素検出に伴い飲料水の提供を受けた岐阜県郡上市や、区が被災地支援を実施した福島県いわき市などとの、自治体間連携の重要性が改めて確認されました。日ごろから様々な自治体との連携を強化･推進し、絆を強めることにより、災害時における円滑な相互協力が可能な体制を構築します。

(3) 省エネルギー施策の推進、自然エネルギー普及促進

災害による電力不足への対応を踏まえた自然エネルギー普及促進と省エネルギー施策の推進により、電力需要の抑制と環境負荷低減を図るとともに、よりエネルギー消費が少ない生活のためのライフスタイル見直しに、区民や事業者とともに取り組みます。

(4) 全ての区民が安全に安心して生活できる施策の充実

全ての区民が安全に安心して生活することができるよう、まちづくり、地域振興、産業振興、国際化推進、子育て支援、高齢者や障害者等の福祉、保健、教育施策など、これまで推進してきた施策の充実に取り組みます。

4　見直しの前提

(1) 港区基本計画（後期 3 年）の計画期間

計画期間は現行港区基本計画の後期3年に該当する平成24年度から平成26年度とします。

(2) 計画の構成

分野別計画、実施計画、地区版計画で構成します。

(3) 人口推計

新たな人口推計に基づき各施策を見直します。

(4) 政策目標の設定

平成 26 年度の政策評価の実施に向け、基本計画に掲げる 27 の政策ごとに活動指標を設け、3 か年の政策目標を設定します。

(5) 検討体制

港区基本計画策定委員会及び同幹事会において見直しのための検討を行います。

(6) スケジュール

平成 23 年 6 月	港区基本計画（後期 3 年）見直し方針
平成 23 年 7 月	みなとタウンフォーラム、各地区区民参画組織提言
平成 23 年 10 月	港区基本計画（素案）
平成 23 年 11 月～	議会報告、区民意見募集
平成 24 年 1 月	港区基本計画決定

港区基本計画（後期3年）見直し方針の概要

平成２３年６月20日
企　画　経　営　部

港区基本計画（平成21年度～平成26年度）
～人にやさしい創造的な地域社会の実現をめざして～

区を取り巻く社会経済情勢の変化

国の状況

○長引く景気低迷
・実質GDP成長率
平成22年度=2.3%
→平成23年度=0.6～0.7%

○温室効果ガス排出削減の取組み
・平成32年までに平成2年比25%削減

○少子高齢化、人口減少社会の到来
・平成17年から人口の自然増加数が減少
・出生率（都）平成17年＝0.07354
→平成22年＝0.07150
・高齢化率（国）H21年(実績) 22.7%
→平成25年(推計) 25.2%

○地方分権改革
・関係法律3法の成立

○教育分野の変化
・新学習指導要領の実施
（小学=平成23年4月、中学=平成24年4月）
・35人学級の実施

など

東京都の状況

○東京都人口推計
・東京都の人口は平成27年をピークに減少する見通し

○「10年後の東京」の遂行
・緊急重点事業
・官民の垣根を越えた取組み
・8つの目標と26施策の遂行（環境負荷の少ない都市、災害に強い都市、安心できる少子高齢社会の都市モデルなど）

○都区のあり方検討
・児童相談所の移管についての検討会を設置予定

港区の状況

【取り巻く状況】

○人口動向
・区の人口は引き続き増加
・年齢3区分のいずれも人口増
・構成比では生産年齢人口の割合が低下

○財政状況
・景気の下振れリスクがある中、当初の財政計画の予測を超え、大幅な特別区民税の減収見込み

【課題・取組み】

＜街づくり・環境＞

○まちづくりへの取組み
・都市基盤整備や都市計画諸制度の活用による災害に強いまちづくり
・景観計画の策定と緑と水の総合計画の改定
・コミュニティバスの新路線の実証運行

○災害対策への取組み
・防災アドバイザー等による高層住宅の震災対策の促進
・帰宅困難者対策の実施エリアを拡大

○環境問題への対応
・深刻化する地球温暖化を背景にした地球温暖化対策地域推進計画の推進
・みなと森と水サミットの開催（平成21年から開催し、平成23年は23自治体が参加）

＜コミュニティ・産業＞

○参画と協働の進展
・区役所・支所改革の浸透により、各地区区民参画組織等の主体的な取組みが進展

○自治体間連携の取組み
・佐呂間市、舟形町、いわき市、郡上市との商店街友好都市協定の締結。商店街振興や観光振興促進だけでなく災害時の相互支援協力も含む内容

○産業振興の取組み
・商店街振興支援の取組み
・区内の中小企業を対象とした緊急支援融資対策を実施

○外国人への対応
・国際化推進プランの推進の必要性
・出入国管理及び難民認定法及び住民基本台帳法が改正
平成24年7月から外国人が住民基本台帳制度の登録対象

＜福祉・保健・教育＞

○高齢者・障害者福祉対策
・増加する老年人口とひとり暮らし高齢者→ひとり暮らし高齢者の見守りや災害時要援護者対策の再構築
・要介護認定者の増加→要介護者等への包括的な支援の推進
・医療的ケアが必要な重症心身障害児通所事業の実施

○待機児童対策
・待機児童対策は施設整備を推進(保育園待機数265人 平成23年4月現在)
・学童クラブへの需要増加

○学校教育
・土曜授業の月2回実施
・学齢人口の増加

東日本大震災
未曽有の事態の発生

【港区】
平成23年度 区政運営の取組み

①公共施設整備の見直し
②事務事業の見直し
③緊急防災対策の再構築
④節電の取組み
⑤放射能問題への対応

【国】
・震災復興の取組み
・自然エネルギーの普及

【東京都】
・都政の方向性を示す「都政運営の新たな戦略」を策定。「東京緊急対策2011」策定の他、「東京都防災対応指針（仮称）」を策定し、平成24年の地域防災計画に反映することを掲げる。
・直ちに取り組むべきことをまとめた「東京緊急対策2011」を策定。被災者・被災地支援、電力危機緊急対策、放射能不安への対応、産業の再生、高度な防災都市を掲げる。

【みなとタウンフォーラム・各地区区民参画組織】
建築物高さ抑制策、省エネ都市構想、防災組織支援、待機児童解消、高齢者施設整備、防災全般への関心の高まり

【前期計画の進捗】
BOX事業の約8割が計画策定時の計画どおりの進捗見込み

港区基本計画（後期3年）
（平成24年度～平成26年度）

港区基本計画（後期3年）で実現をめざす港区の姿

地域の絆・連帯・支え合いを基盤に、災害に強く、環境にやさしい、活力ある安全・安心なまち 港区

◆区民とともに築く災害に強い港区
◆さらなる低炭素化社会の実現をめざす港区
◆区民の誰もが安全に安心して生活することができる活力ある港区

かがやくまち　にぎわうまち　はぐくむまち

見直しの基本的な考え方

○東日本大震災を受け区民の生命・財産を守る観点から安全・安心を最優先とする見直し
○みなとタウンフォーラム提言や各地区区民参画組織意見等を反映した見直し
○現行基本計画を継承した見直し
○現行財政計画を上限とするとともに新たな財政収支の見通しに基づいた見直し

見直しの方向性

○防災機能の充実・強化と災害対応能力の向上
○災害時における自治体間連携の強化・推進
○省エネルギー施策の推進、自然エネルギー普及促進
○全ての区民が安全に安心して生活できる施策の充実

検討体制
港区基本計画策定委員会（副区長・部長級）及び同委員会幹事会（企画経営部長・課長級）において検討

平成２３年４月１１日
企　画　経　営　部

東日本大震災を踏まえた平成２３年度の区政運営の取組について

１　趣　　旨

平成２３年３月１１日に発生した我が国最大級の東日本大震災は、多くのかけがえのない尊い生命や貴重な財産が失われるという、未曾有の甚大な被害をもたらしています。同時に、福島第一原子力発電所事故による放射能流出に関する深刻な事態は、日本だけでなく世界にも影響を及ぼす状況となっています。

港区においても、今回の地震の強い揺れに伴う家屋損傷などの地震被害や、原子力発電所の事故による浄水場での放射性物質の検出に伴う水道水の安全性への疑問、長引く電力供給不足などにより、大きな不安を区民が抱いています。

こうした事態を受け区は、国民的課題である被災者、被災地の復興支援に取り組みながら、区民の不安を払拭し、信頼に応えるため、この度の大震災で得た経験を基に、これまでの区の災害対策を根本的に見直し、積極的かつ柔軟な姿勢で区民の安全・安心確保を最優先課題に位置付け、そのためのあらゆる施策を総合的に実施していきます。

一方で、大震災や原子力発電所の事故の発生後、区民や外国人の一時転出の動きもあり、これまで続いてきた人口増加にも影響を及ぼす可能性があります。併せて区民や区内事業者の生活への影響も見込まれます。さらに、今後の景気見通しの不透明感がこれまで以上に増し、特別区民税収入は当初予測を超え、大幅な減収が当面続くことが避けられない見込みとなっています。

以上のように、この度の大震災は今後の区の行財政運営等にも多大な影響をもたらすことが必至となっています。

こうしたことから、平成２３年度の区政運営に当たり、基本方針等を次のとおり示します。

２　基本方針

（１）区民の安全・安心の確保を最優先とする観点から、東日本大震災規模の自然災害に備え、緊迫感を持ちながら短期集中的に災害対策等の充実・強化に緊急的に取り組みます。

（２）財政状況が厳しさを増すことから、基金の取り崩しはせず、臨時的な対応として、平成２３年度予算計上事業を見直し、その財源を活用します。

３　具体的な取組

（１）緊急に対策を講ずるべきもの

①　被災者、被災地の復興支援（被災による失業者の区事業での雇用創出）
②　大震災の影響を受けた区民及び区内事業者への支援
③　大震災を踏まえた地域防災計画の見直し
④　新たな防災拠点の検討
⑤　（仮称）防災対策総合条例の検討
⑥　避難所配置の再検討と避難所機能の充実・強化
⑦　帰宅困難者対策の再検討
⑧　高層住宅防災対策の充実
⑨　災害時要援護者対策の再構築
⑩　区民が行う防災対策への助成促進
⑪　職員の防災対応力の向上と災害対策本部機能の強化

以上の取組に当たって必要な場合は、予備費充用及び補正予算（第２回定例会）で対応します。この場合、第２回定例会での補正予算を含め、平成２３年度予算の総額は、当初予算額を上限とします。

（２）平成２３年度に検討又は取組の必要があるもの

①　現行の基本計画の財政フレームを上限に、基本計画計上事業を２の基本方針に基づき速やかに防災機能強化の観点と施設整備の時期の観点から見直し、優先的に取り組むものと、先送りするものとに区分します。

見直しの対象は、議決後で契約済みの建設事業（文化芸術ホールを始め田町駅東口北地区公共公益施設）を含む施設計画全般とします。

見直しの判断基準は、「安全性」、「緊急性」及び「必要性」の観点とし、「子育て支援」、「高齢者支援」及び「障害者支援」は優先度の高いものとして十分配慮します。

②　基本計画改定の策定方針に最優先事項として「東日本大震災を踏まえた災害対策諸施策の抜本的見直しと速やかな実施」を盛り込みます。なお、方針は別途示します。

③　平成２３年度当初予算計上事業については、事業の前倒し実施や執行停止を含め検討します。

④　総合支所及び支援部等において、２の基本方針を踏まえ優先順位について検討し、事業、行事等の時期、規模等を見直します。また、事業等の実施に当たっては、限られた人員及び財源を有効に活用し、柔軟かつ適切に対処するよう取り組みます。

４　執行体制

以上の取組に当たっては、企画経営部に時限的な専管組織を置くとともに、全庁的な検討体制として、（仮称）大震災緊急区政運営会議を設置し取組を進めます。この場合においては、学識経験者など外部の人材を活用します。

５　区民等の理解促進への取組

施設計画や事務事業の見直しに当たっては、区民、区議会及び関係者の理解を十分得るため、説明や情報提供などに最大限努力します。

平成２３年４月１１日
企　画　経　営　部

東日本大震災を踏まえた平成２３年度の区政運営の取組について

未曾有の事態の発生

M9.0巨大地震、大津波の発生
東北地方太平洋沖を震源とした地震発生（震度７）。これに伴う大津波の発生により、東日本に甚大な被害をもたらした。

未曾有の被災者数（緊急かつ継続した支援の必要性）
多数の被災者、行方不明者、避難者が発生している。区は緊急かつ継続して物的、人的、財政的な支援を行っていく必要がある。

港区に滞在する人々（昼間人口）の混乱
地震後の公共交通機関の長時間にわたる運休により、都心港区では多数の帰宅困難者が発生し、区としてその対応に迫られた。

福島原子力発電所における異常事態（放射線問題）
地震（津波）により原子力発電所の通常運転が阻害され、放射性物質の拡散など、現在もなお予断を許さない状況が続いている。

港区民にも地震被害や原発事故の影響が及ぶ
区内では最大震度５弱となり、区民は強い揺れを体験し、精神的不安を抱いた。さらには原発事故の影響は区民にも及び、浄水場から放射性物質が検出されるほか、飲料水を始めとした生活必需品の確保が困難となった。

東日本一帯における電力不足の深刻化
福島原発の稼動停止に伴い、首都圏を含む東日本一帯において大幅に電力が不足し、計画停電や節電への対応を余儀なくされている。今後は夏期の電力需要増加への対応が必要となってくる。

経済活動の長期的停滞
被災地に所在する企業等の活動が停止し、食料品、日常生活用品から工業製品まで供給困難な状況が続いている。

区の行財政運営に大きな影響をもたらすことは必至

１　趣　旨

◆　こうした未曾有の事態は、被災地のみならず我が国全体及び世界への影響が強く懸念されている。
◆　港区においても地震による家屋損傷などの地震被害や、原子力発電所の事故による浄水場からの放射性物質の検出、長引く電力供給不足など、大きな不安を区民が抱いている。
◆　こうした事態を受け区は、国民的課題である被災者、被災地の復興支援に取り組みながら、区民の不安を払拭し、信頼に応えるため、積極的かつ柔軟な姿勢で区民の安全・安心確保を最優先課題に位置付け、あらゆる施策を総合的に実施する。
◆　一方で、大震災や原子力発電所の事故の発生後、区民や外国人の一時転出の動きもあり、これまで続いてきた人口増加にも影響を及ぼす可能性がある。併せて区民や区内事業者の生活への影響も見込まれる。さらに、今後の景気見通しの不透明感がこれまで以上に増し、特別区民税収入は当初予測を超え、大幅な減収が当面続くことが避けられない見込みである。
◆　こうしたことから、平成２３年度の区政運営に当たり、基本方針等を定める。

２　基　本　方　針

（１）区民の安全・安心の確保を最優先とする観点から、東日本大震災規模の自然災害に備え、緊迫感を持ちながら短期集中的に災害対策等の充実・強化に緊急的に取り組む。
（２）財政状況が厳しさを増すことから、基金の取り崩しはせず、臨時的な対応として、平成２３年度予算計上事業を見直し、その財源を活用する。

◆　*被災者及び被災地の支援を更に進める*
◆　*港区の安全・安心をより確かなものにする*
◆　*都心・港区の安全に支えられた活力と魅力を更に高める*

３　具体的な取組

（１）緊急に対策を講ずるべきもの

① 被災者、被災地の復興支援（被災による失業者の区事業での雇用創出）
② 大震災の影響を受けた区民及び区内事業者への支援
③ 大震災を踏まえた地域防災計画の見直し
④ 新たな防災拠点の検討
⑤ （仮称）防災対策総合条例の検討
⑥ 避難所配置の再検討と避難所機能の充実・強化
⑦ 帰宅困難者対策の再検討
⑧ 高層住宅防災対策の充実
⑨ 災害時要援護者対策の再構築
⑩ 区民が行う防災対策への助成促進
⑪ 職員の防災対応力の向上と災害対策本部機能の強化

必要な場合は予備費充用及び補正予算（第2回定例会）対応
↓
補正予算を含め平成２３年度予算総額は当初予算額を上限

（２）平成２３年度に検討又は取組の必要があるもの

① 現行の基本計画の財政フレームを上限に、基本計画計上事業を２の基本方針に基づき速やかに防災機能強化の観点と施設整備の時期の観点から見直し、優先的に取り組むものと、先送りするものとに区分する。
　見直しの対象　→　議決後で契約済みの建設事業（文化芸術ホールを始め田町駅東口北地区公共公益施設）を含む施設計画全般とする。
　見直しの判断基準　→　「安全性」「緊急性」及び「必要性」の観点とし、「子育て支援」「高齢者支援」及び「障害者支援」は優先度の高いものとして十分配慮する。
② 基本計画改定の策定方針に最優先事項として「東日本大震災を踏まえた災害対策諸施策の抜本的見直しと速やかな実施」を盛り込む。なお、方針は別途示す。
③ 平成２３年度当初予算計上事業については、事業の前倒し実施や執行停止を含め検討する。
④ 総合支所及び支援部等において、２の基本方針を踏まえ優先順位について検討し、事業、行事等の時期、規模等を見直す。また、事業等の実施に当たっては、限られた人員及び財源を有効に活用し、柔軟かつ適切に対処するよう取り組む。

４　執行体制

以上の取組に当たっては、企画経営部に時限的な専管組織を置くとともに、全庁的な検討体制として、（仮称）大震災緊急区政運営会議を設置し取組を進める。この場合においては、学識経験者など外部の人材を活用する。

５　区民等の理解促進への取組

施設計画や事務事業の見直しに当たっては、区民、区議会及び関係者の理解を十分得るため、説明や情報提供などに最大限努力する。

区の木

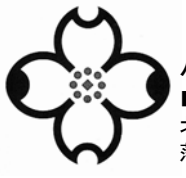

ハナミズキ
■ミズキ科
北米原産　外来種
落葉広葉樹

区の花

アジサイ
■ユキノシタ科
日本（関東南部）原産
落葉広葉樹　1.5～2.0m

バラ
■バラ科
日本、中国、欧州原産
常緑落葉低木つる

港区のマークは、昭和24年７月30日に制定されました。旧芝・麻布・赤坂の三区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

港区財政運営方針
（平成24年度～平成29年度）

平成24年（2012年）１月発行

編集・発行　港区企画経営部財政課
港区芝公園一丁目５番２５号
電話　03（3578）2111　代表

発行番号　23084－5871